

令和2年12月1日

令和2年第4回岬町議会定例会

第1日会議録

令和2年第4回（12月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和2年12月1日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり11名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃	10番 和田 勝弘
11番 出口 実	12番 奥野 学	

欠席議員 1名

欠 員 0名

傍 聴 5名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛
副町長 松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司
教育長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	都市整備部理事 兼土木下水道課長 兼二国推進課長	是澤 敬
財政改革部長 相馬 進祐	都市整備部理事	吉田 一誠
しあわせ創造部長 松井 清幸	会計管理者	福井 智淑
都市整備部長 奥 和平	まちづくり戦略室 危機管理監	森 由造
教育次長兼指導課長 澤 憲一		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和2年12月1日から22日（22日）

○会議録署名議員

2番 谷崎整史 3番 道工晴久

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第4回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は11名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○奥野 学議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

2番谷崎整史君、3番道工晴久君、以上、2名の方をお願いします。

○奥野 学議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月1日から12月22日までの22日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月1日から12月22日までの22日間と決定しました。

これより、本日の会議を開きます。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 只今、議長のお許しを得ましたので、令和2年第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の定例会には何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスの感染が再拡大し、特に大阪では重症者も増加しており、重症病床使用率が60%を超えるなど、医療提供体制の逼迫等が懸念されております。

本町においても、感染者が連日報告されております。感染された皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。

本町としましても、強い危機感を感じており、引き続き、感染拡大防止対策や、住民の皆様へ、正しい情報の周知を徹底してまいります。

さて、本年もいよいよ押し迫り12月を迎えました。

本年は、年間を通じて、新型コロナウイルスが国民の社会経済活動に多大な影響を与えてきました。今こそ日本中が一丸となり、コロナに立ち向かい、国難とも呼べる状況を乗り越える必要があります。

このような中、本町では将来を見据えたまちづくりにも取り組んでまいりました。

本年6月には、葛城修験の道が日本遺産として認定されました。今後は、他府県の関係自治体とも連携し、広域自治体で誘客するなど、日本遺産の保存と活用に努めてまいります。

また、11月3日には本町議会三役のご臨席の下、岡山県的美咲町と友好交流都市協定、及び災害時相互応援協定を締結いたしました。

「みさきちょう」という名の自治体は全国に二つしかなく、この友好関係を深め、日本遺産等の観光情報の相互発信や、特産品交流、教育・文化交流など、互いの特徴や共通点を活かし、幅広い分野において交流が期待できるものと考えております。

また、本町の最重要課題である「新たなみさき公園」整備運営事業につきましては、先日もサウンディング型市場調査の結果をご報告申し上げます。

今後は、調査結果を踏まえ、課題に適切な検討を加え、PFI事業に基づき民間活力を最大限活かし、新たな事業者の公募手続きを進め、できる限り早期に、住民の皆様にあいさつ親しまれる「新たなみさき公園」の開園を目指してまいります。

本町では、今後につきましても、住民の皆様の安全を最優先し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に全力で取り組むとともに、まちの将来を見据えた事業も推進してまいります。

議会の皆様におかれましても、引き続きご理解・ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、令和2年度岬町一般会計補正予算（第7次）についてなど、補正予算についてが4件、第5次岬町総合計画基本構想の策定についてなど、事件案件についてが4件、地方税法における延滞金の特例規定の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてが1件、以上、議案9件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いたします。

○奥野 学議長 以上で町長の挨拶が終わりました。

○奥野 学議長 日程第3、一般質問を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

なお、本日の一般質問は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議員と議員との間に休憩を取り、空気を入れ替えながら行いますので、皆様のご協力をお願いします。

質問者及び答弁者はマスクを着用して行います。

それでは、和田議員の答弁者及び、町長・副町長・教育長・総務部長のみ残っていただいて、他の方は退席願います。

初めに、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 おはようございます。和田勝弘です。

議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

9月定例会での一般質問に引き続き、大阪湾岸道路南延伸について質問をします。

新型コロナウイルス感染症拡大により、国外からの入国制限や国内での移動の制限により関西国際空港をはじめ、航空会社は大きなダメージを受けております。

入国制限の一部緩和や国内観光事業への支援などにより、徐々に明るいきざしも見えてきましたがまだまだ予断を許さない状況が続いております。

私は、このような時だからこそ関西国際空港を中心とした地域経済を復活させるため、交通ネットワークの構築が必要となってきます。

この大阪湾岸道路を南へ延伸し、さらに紀淡連絡道路へつなげていくことが和歌山紀北地域の発展にも貢献すると考えております。

そこで、9月定例会一般質問以降の状況についてお聞きしたいと思います。

最初に、関西国際空港連絡南ルートと早期実現期成会での要望活動が10月から11月にかけて行われるとのことでしたので、要望時の状況についてお聞きしたい。よろしく。

○奥野 学議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会につきましては、大阪府南部地域及び和歌山県紀北地域の8市2町で構成し、共通の課題であります関西国際空港を中心とした交通ネットワークの構築に向けた活動を行っているところです。

本期成会での要望項目には大阪湾岸道路の南への延伸をはじめ、紀淡連絡道路の早期実現が挙げられており、その必要性を十分認識し要望活動を行っております。

次に、今年度の要望活動につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、本期成会の会長であります泉南市長が代表し、地元選出の谷川とむ総務大臣政務官にご調整をいただき、10月20日に中央要望として国土交通省をはじめ、地元選出国會議員への要望活動を行ったところです。

国土交通省では、鳩山二郎国土交通大臣政務官と面談させていただき、大阪湾岸道路の南への延伸を含む関西国際空港を中心とした交通ネットワークの構築の重要性について泉南市長からご説明をしていただきました。

鳩山政務官からは、関西国際空港の機能充実のため交通ネットワークの構築の必要性を認識しているとお言葉を頂いたと泉南市のほうから聞き及んでいるところです。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今年度の要望活動においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、泉南市長が期成会を代表し要望を行ったこと、また面談の様子について理解しました。

次に、期成会での要望以外に岬町個別での要望活動をお願いしておりました9月定例会一般質問において、今年度の新型コロナウイルス感染症の影響でなかなか東京出張ができていないとの回答でありましたが、その後の状況について町長にお聞きしたい。よろしく。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代 堯町長 和田議員さんの質問にお答えいたします。

岬町で個別での要望活動はやっているのかというご質問だと思います。

先ほど、担当のほうから答弁させていただいたとおり、団体の要望については過日要望しております。

その中で国のほうもしっかりと協力していただける、そういう体制ができつつあるのかなと思っております。

私どもにおきましては、新型コロナウイルスの影響で思うように要望活動ができない状況が続いております。

国との面談の機会がコロナの関係で難しく、予定が取りにくかったという状況もありまして、10月に入って徐々に東京での会議も開催されるようになり、10月21日に谷川とむ総務大臣政務官と総務省の政務官室で面談をさせていただきました。

そこで、大阪湾岸道路の南への延伸についての重要性を谷川とむ政務官にお願いと説明をさせ

ていただきました。

谷川政務官からは大阪湾岸道路は泉佐野市より延伸して岬町、さらには紀淡連絡道路につながる構想を以前から持っているとの考えを示され、一緒に考えていきましょう、これから考えていこうというお言葉を頂きました。

また、先日、門 博文前国土交通大臣政務官が岬町を表敬訪問された際にも、大阪湾岸道路の南延伸について意見交換をさせていただき、門前政務官からは、和歌山の発展のためにも、この湾岸道路はぜひとも必要だということから、門議員としても一緒に要望活動に協力をしていくというメッセージを頂きましたので、今後、さらにあらゆる先生方に協力をお願いしてできるだけ実現に向けて頑張ってもらいたいと、このように思っております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今年度については新型コロナウイルス感染症の影響で東京での会議が中止される中、少ない機会を見つけ、町長が要望活動を行っていただいていることに感謝します。

要望は継続することが重要と考えます。引き続き、岬町個別での要望活動を行っていただくことをお願いしまして、この件についての質問を終わります。

次に、岬町多奈川港地区の災害時における円滑な避難を行うため、地域内の道路幅員の整備事業の要望は4点ありますが、今期は1点のみ質問といたします。

なお、3点については地元の方と相談してから今後質問をさせていただきます。

先に経緯を述べさせていただきます。

何年か前に港地区に避難所として1か所整備をしていただき、安心して暮らしています。

田代町長におかれましては、日々の道路行政の実務において取り組んでおられることは大いに評価しております。ご苦労さまです。

では、今期の質問ですが、港地区の住民さんの要望はできる限り近くの場所に避難所を設置していただきたい旨の要望であります。

そこで、町道観音崎線のマリーナから東側50メートル付近に隣接するコンクリート舗装の山道があり、その坂道を登りますと避難場所となり得る関西電力の施設内通路などがあります。

その場所まで自動車が通行できれば、災害時における避難においてもスムーズな行動ができるものと考えており、今般、この坂道を自動車が通行できるよう整備を行っていただきたいと思っています。

それでは、町道観音崎線のマリーナから東側50メートル付近にある山道について現状を確認したい。答弁をよろしく。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥和平君。

○奥都市整備部長 和田議員のご質問にお答えします。

議員お示しの場所の現状としましては、町道観音崎線から関西電力内の施設道路までの間が延長約100メートルあります。

その延長100メートル内の町道観音崎線から約60メートルが里道となっており、その先、関西電力の施設通路まで約40メートルの市有地となっております。

里道部分につきましては、幅員約1メートルのコンクリート舗装を行っており、現在も通路として活用していただいております。

町道観音崎線と関西電力内の施設通路までの高低差につきましては約11メートルとなっております。

また、平成24年度避難用通路として整備を行った場所については、議員お示しの場所から南側約130メートル先に関西電力の公園への通路が設置されております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今、担当部長が言われました避難通路設置、本当にありがとうございます。

今度の防災道路は、避難車両の通行ができる幅員として整備ができないか伺います。よろしく。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥和平君。

○奥都市整備部長 ご質問にお答えさせていただきます。

防災道路の整備につきましては、里道の拡幅に伴う私有地の確保が必要となります。

本町としましても財源の厳しい中、多大な事業費が必要となるため、財源の確保はもとより道路拡幅に伴う用地の地権者様のご協力は必要不可欠であるものと考えております。

その用地の地権者様の土地の無償提供のご協力をもとに防災道路として今後検討していきたいと考えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今、担当部長から、この事業の実施には地権者の土地の無償提供などの協力が必要と言われました。

しかし、この無償提供にはいろいろと課題も多いと思われまます。また、厳しい財政状況にあることは十分承知しております。

この避難道路の整備が災害発生時の命の道となることから、早急に取り組む必要がある事業でもあります。

よって、こうした課題を十分検討していただき、その検討結果を後日の議会において質問させ

ていただきます。

以上で一般質問を終わります。

○奥野 学議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時29分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、谷崎整史君。

○谷崎整史議員 議長の許可を得まして3点ほど質問させていただきたいと思います。

緊急通報装置の設置が1点、暮らし応援商品券について1点、その他道路関係について二、三伺いたいと思います。

まず初めに、緊急通報装置の設置の再周知について、65歳以上の独居状態にある方の緊急通報対策については、かつて川端議員が質疑、提案されてきたと聞いております。

高齢者の集まりにおいて、誰もほとんど知らないということを確認いたしました。

対象者、その家族のみならず、区長、民生委員児童委員などの周囲の取組が継続的に必要であると考えます。

設置の状況等について、今後の継続的な周知対策、対象年代別の独居状態の把握状況等について伺いたいと思います。

○奥野 学議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 谷崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町の高齢化率は令和2年10月末現在で39.2%であり、今後も高齢化の進展により独り暮らし高齢者の方も増加すると考えられますことから、独り暮らし高齢者の緊急時の見守りにつきましてはますます必要が高くなるものと考えております。

この緊急通報装置につきましては、地域包括ケア計画、高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、家庭内の事故等への対応の体制整備事業として独り暮らし高齢者などに簡単な操作により通報ができる装置を貸し出し、急病等において迅速かつ適切な対応を図る事業を実施しているところでございます。

利用されている方は、令和2年10月末現在で103名、うち94名の方が町民税非課税によ

り自己負担なしで利用いただいております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 約15名から20名の方がほとんど誰も知らなかったと、そういう状況でございますので、ぜひとも今後とも、区長、民生委員児童委員の方を通じて、また、あるいは一般にそういう高齢者向けに、あるいはご家族向けに対して継続的な周知の方法を考えて対策を取っていただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 この制度の周知につきましては、議員おっしゃられますように、十分周知する必要があると考えております。

役場窓口でのパンフレットの配架や町のホームページの掲載など、毎年一回、情報広報誌への掲載を行っているところでございます。

今後引き続き、より身近な民生委員児童委員の方や自治区などの関係機関へ情報提供を行い、協力を得ながら独り暮らし高齢者を含めた高齢者福祉の推進に努めてまいりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 次に、岬町暮らし応援商品券の登録事業者の換金等についての問題について伺いたしたいと思います。

12月4日が最終請求回であり、もしくは12月25日最終支払い日というように事業者への案内の要項には記載されておりますが、券の使用期限が昨日、11月末であり、最終請求回が平日の1営業日だけに限定されているような書きぶりになっておりまして、1日のみの設定ではいかなものかと考えますが、どのような対応をしていくか、この換金対策をお答えいただきたいと思っております。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 谷崎議員のご質問にお答えいたします。

今回の暮らし応援商品券は9月1日から11月30日までの3カ月間を使用期間として実施いたしました。

協力店舗の皆様には月一回の指定日に使用済み商品券を窓口のほうに持ち込んでいただきまして、集計後に指定口座に振り込んでいるところでございます。

これまでに10月5日、11月5日と持込み日として使用済み商品券を受け取り、換金が終了いたしましたところでございます。

この後は議員ご指摘のとおり12月4日の最終持込み日を残すのみとなっております。

ご質問の受付対応についてでございますが、これまでも指定日に持込みができない場合など、事前に連絡をいただくことで調整をさせていただいております。

つきましては、最終回も同様に対応したいと考えております。

さらに、持込み日以降のお問合せにつきましても柔軟に対応し、全ての協力店舗の皆さんが換金できるよう対応してまいりたいと考えているところでございます。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 暮らし応援商品券、消費者にとって非常にありがたいものですが、それを受け取る事業者にとっての負担感が少ないような取組をぜひともよろしくお願いしたいと思います。

また、一部の事業者、あるいは卸問屋さんなどは換金を引き受けているという状況もあるようで、若干、地域通貨的な、商品券がそういう役割になってきているのかと思っております、事業者負担感のない取扱いをお願いしたいと思います。

さらに、この地域応援商品券の利用実績が現状分かりましたらご開示願いたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ご質問にお答えさせていただきます。

11月末現在の換金状況でございますが、商品券の交付枚数15万3,740枚に対しまして、12万3,997枚の使用済み商品券を回収しております。

金額でいいますと、7,687万円の交付額に対しまして6,199万8,500円の換金をしたこととなります。

換金率といたしましては、およそ8割でございます。

今後は12月の最終持込み日となっておりますので、最後まで柔軟かつ丁寧な対応に努めまして、円滑に進め事業を完了したいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 いろいろ産業観光促進課のほうはお忙しいと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

最後にですが、道路関係でございますが、一つは(仮称)町道池谷向出線の事業推進の状況について伺いたいと思います。

田代町長のタウンミーティングにおいてもこの点について深日地区でも触れられておりませんでしたので、予算の関係、あるいは今後の動向について、いかがなものか伺いたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

(仮称) 町道池谷向出連絡線の事業の進捗状況につきましては、当事業の計画は国からの交付金を財源に整備を行うことを前提に進めておりますが、今年度の交付金内示額がゼロ査定であったこと、また本町の厳しい財政状況を踏まえ、現在のところ当事業の着手に至っておりません。

なお、事業を進めるため、近畿地方整備局、並びに大阪府交通道路室に数回にわたり財源確保に向け要望活動に努力しているところでございます。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 本道路は防災避難道路としても、また町なかの道路状況の悪い深日地区の外郭の誘導道路としても非常に重要であると思っておりますので、ぜひとも予算化等取組を充実していただきたいと思っております。

次に、府道岬加太港線の楠木、特にピアツツァ5入り口から小島への区間の歩道の整備等についてですが、非常に交通量があり、危ないところが観光の道路として指定されております。

また、ピアツツァ5から小島の海岸線までのところに別のルートが行楽道として設置することができないかどうか。

府道を利用しなくても通行できる方法はないのかということも実際車に乗りまして通ったところ考えられるところでございまして、歩道の整備、あるいは迂回ルートの可能性について伺いたいと思っております。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 ご質問にお答えさせていただきます。

府道岬加太港線については大阪府の管理道路であり、歩道整備につきましては大阪府に毎年要望しております。

そこで、大阪府の歩道整備の進捗状況を確認したところ、通学路などの優先順位の高い路線から対策しており、本加太港線においては整備状況としては未整備の状況と伺っております。

次に、歩道の設置が難しい場合、美化センターから小島に向けての別ルートの行楽路は検討できないかというお話ですが、府道管理者としては別ルートの行楽路につきましては府道外での整備となるとのことで、大阪府としては対応することが困難である旨の回答をいただいております。

なお、本町としましても美化センターから小島までの行楽路を検討するに当たり、この府道に沿った行楽路の新設が最も適切な方法であることは承知しております。

しかし、府道沿いには公共用地も確認できないことから、民間の山林なども含め行楽路として

利用可能なルートなどを検討してまいりたいと考えております。

また、併せて今後も大阪府に対して歩道整備の要望を行っていきたいと考えております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 この区間については、またピアツツァ 5 を取り巻く状況では多奈川西地区から里道の利用等の経路はピアツツァ 5 でございます。

さらに、ピアツツァ 5 から小島についての私有地もございますけれども、そういう行楽路、観光道路の整備も今後検討していただきたいと併せて要望したいと思っております。

最後に、かつて非常に現在の府道 7 5 2 号線、旧国道 2 6 号線のみさき公園の淡輪側の交差点が渋滞したことがございました。

かつては、このみさき公園の中の作業道路を迂回して淡輪に抜ける方法等が検討されたこともあるやに聞いております。

今後、みさき公園の整備に当たりまして、現在のみさき公園の入り口方面から海に抜ける作業道、管理道路ですね、その町道整備等が今、ご検討の意思があるか、また別途プール側等を利用した作業道路を利用した淡輪に抜ける道路の計画なども公園整備の中で事前に考えておられるか等を伺いたいと思っております。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 ご質問にお答えさせていただきます。

まず、今年度 6 月に供用開始をした町道海岸連絡線の事業効果により、みさき公園駅東交差点の渋滞については以前より解消されている状況であります。

こうした中、議員お示しのみさき公園内の施設道路を町道に認定することについては、この施設道路は都市公園法に基づく都市公園内に設けられた園内通路であります。

また、新たな事業者の公募手続きを進めており、今後の新たなみさき公園整備運営等事業において民間事業者から敷地全体の提案を受ける予定をしていることから、公園内を一般車両が通行できるような町道認定をした場合、都市公園法に抵触するほか、新たなみさき公園整備や運営管理など影響を及ぼすおそれもあるため、相当課題が多いと考えております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 みさき公園内の道路の事業につきましては、田代町長が非常にタイミングよく無償譲渡を勝ち取っておられます。

都市公園法とか都市計画公園法など、そういう制限もございますが、岬町に一人当たりの公園面積が非常に多く偏在しているという状況もございます。

道路部分の公園を除外するとか、今後の利用について非常に広い山林も持っておりますので、みさき公園の道路整備、あるいはそういうまちづくりについて、みさき公園の利用方法についても含めて町長に今後どういうお考えがあるか、伺いたいと思います。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 谷崎議員さんのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、公園に位置する前、あそこは里道、水路があつて、今もそれが存在していますので、今後、公園整備に当たって海岸から国道、府道に抜けられるような道路ができないか、検討してみたい、このように思っています。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 みさき公園の今後の利用について、全く公園に限定されるのではなしに時間をかけてゆっくりと開発も念頭に置いたご計画を進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○奥野 学議長 谷崎整史君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 大阪維新の会、岬町議会議員、竹原伸晃です。

まずもって、ご指名いただきました奥野議長、ありがとうございます。

質問に入る前に、やはり新型コロナウイルス感染者に対して、また亡くなられた方にはご冥福を、入院されている方にはお見舞いを心から申し上げます。

このコロナ禍に対するこの議会の対応においても、できるだけ一般質問も時短に努めようと思っておりますので、答弁者の皆様にもご協力をお願いしたいと思います。

私自身、この12月議会において、議員になってから幾度となく質問していることが防災についてでございます。今回も防災のことを中心に質問を組み立てておりますので、よろしく申し上げます。

まず初めに、災害に強いまちづくりに向けてということで、自主防災組織について質問させていただきます。

災害が起こったときに、自分の身を自分で守る自助、そして、公的な支援で助ける公助、その間に、みんなで、地域で助け合うこの共助といった面から自主防災組織が生まれ、また、岬町においては結構な組織率で活動を始めておられます。

今年度においては、コロナ禍において外出制限や集会の自粛などの組織活動ができているのか、いないのか。また、今後の予定等分かっておられる範囲で危機管理監にどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 危機管理監、森 由造君。

○森危機管理監 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

今年の初めから新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、春には緊急事態宣言が発出されました。

このような状況の中ではありますが、4月には新たに1団体の自主防災組織が設立され、現在の本町における自主防災組織数は48団体となっております。

例年、春から初夏にかけては各自主防災組織において、南海トラフ巨大地震等を想定した避難訓練や消火訓練などが実施されているところですが、今年は軒並み中止となったところです。

また、夏には第二波、そして現在は第三波が発生し、全国的に感染者数が大幅に増加しています。

例年であれば、秋にも自主防災組織の避難訓練等が実施されていましたが、春と同様に今年は実施されておりません。

令和2年度においては、幸いにして避難所を開設するような災害は発生しておりませんが、地震等の大規模災害はいつ何時発生するか分かりません。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しましたら、危機管理担当としましても積極的に各自主防災組織に対して避難訓練等を実施するよう働きかけてまいりたいと考えております。

災害時において、行政や消防、警察等の共助が果たせる役割は小さく、自主防災組織等の共助に関わる皆様のご協力がなければ岬町の地域防災力の向上を図ることはできないと考えております。

今後とも、自主防災組織の組織率向上及び活動の活性化を図るため、行政としましても積極的に支援してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 危機管理監からとても前向きな答弁をいただきました。

答弁でもあったように、災害は待ってくれません。

いつ、何時起こるか分からないこのことに対して、備えというのは十分過ぎても足りないものであると認識しておりますので、その点、まだまだ前に進めていただきたいと思います。

次に移ります。この大規模災害において重要な役割を果たしていただくのが、全国から被災地に来ていただけるこのボランティアさんでございませう。

確かに熊本地震、また、その前の10年前の東日本大震災においては全国からたくさんの方が被災地に赴いて、その人たちの活動により復興がさらに前に進むといったことがございませう。

我がまちでも、やはり何か起こったときには、その方たちにしっかりと活動していただく、こういう準備をしておくことも必要だと思ひます。

ボランティアの受入れについては町が担うという面もあるところでございませうが、岬町社会福祉協議会、こちらが窓口となつていられるとお聞きしておりますが、この点、町行政として社協の担当とどれだけ連携できているのか、また、どのような取組があるのか教えていただきたいと思ひます。

○奥野 学議長 危機管理監、森 由造君。

○森危機管理監 議員の質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のように、昨今の災害においてボランティアの存在は大変大きくなつてきております。

本町では、平成27年4月17日付で、岬町社会福祉協議会と災害時におけるボランティア活動に関する協定書を締結したところであります。

この協定は、災害時における災害応急対策活動として行うボランティア活動に関する協力体制について必要な事項を定めたもので、ボランティアを希望する方の受入れ窓口となる災害ボランティアセンターの開設を本町から社会福祉協議会に要請し、開設後のセンターの運営についても社会福祉協議会が中心となつて本町と連携して行うことが定められたものであります。

災害ボランティアセンターの主な業務内容としましては、ボランティアの募集、受入れ、需給調整、情報発信、内外の支援団体との連絡調整等があります。

なお、平成31年3月に策定されました第3次岬町地域福祉計画、地域福祉活動計画においても、岬町社会福祉協議会が本町と協議した上で災害ボランティアセンターを立ち上げ、運営することが明記されているところであります。

しかし、本町の社会福祉協議会は少ない職員数で運営を行つており、災害発生時にボランティアセンターの運営を職員のみで行うことは難しい状況であります。

そこで、社会福祉協議会では、平成27年度から災害ボランティア養成講座を開催し、ボランティアセンターの運営に協力いただける人材の育成を図っているところです。

ボランティア養成講座は、入門編、レベルアップ編、支援者養成編という受講者のレベルに応じた体制で講座が開催されています。

ボランティアセンターの運営の中心となる社会福祉協議会の職員につきましても、大阪府社会福祉協議会等が実施するボランティアセンター運営に関する研修会に積極的に参加し、知識の習得を図っているところです。

また、応援要請に基づき、被災地のボランティアセンターに社会福祉協議会の職員を派遣しており、平成23年の東日本大震災時には宮城県南三陸町等に、平成30年の大阪府北部地震においては高槻市に職員を派遣し、現地のボランティアセンターの運営を支援してまいりました。

派遣された職員は被災地で実務を経験しており、今後、岬町で大規模災害が発生した時には、ボランティアセンターの運営を実際に経験した職員として貴重な存在になると考えております。

このように、社会福祉協議会においては、災害時におけるボランティアセンターの運営を適切に行うために、平時から体制整備に向けた取組を行っておりますので、本町としましても社会福祉協議会と連携を図り、協力体制を構築してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 今のご答弁を聞きまして、一面としてはとてもよく頑張っておられるなという面もありながら、やはり、町行政の応援もかなり必要だということも分かりました。

人的な応援もそうですけれども、資金的なものも必要なのかな。平時にしっかりと検討していただいて、有事に活躍できるようにお願いしたいと思います。

岬町においては、やはり古い家が多く、住まれている方も高齢者、また独居の高齢者も多数おられます。そんな方が一刻も早く立ち直れるように、準備に越したことはございませんので、行政のほうでも加速していただけますようお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

耐震性能が低い庁舎に求めるものということで通告いたしております。

この現庁舎でございますが、以前の耐震診断において基準を満たしていないということが皆様周知のとおりでございます、その中で建て替えを検討するといったこともされながら、やはり先立つものの観点からもう少し利用するというように見受けられます。

そこで、二つ提案したいと思います。

要旨の中に一つ、二つとポツを打っているのですが、下から先にいきます。

岬町の庁舎において一つ提案したいのが、庁舎の中を片付けるといったことです。片付けるといっても結構すっきりとしているのですけれども、紙ベースの書類、これを何とか電子化して、本棚とファイルを溜めているこの書庫を撤去することによって、何キロ、何十キロ、何百キロ、もしくは何千キロ、このフロアが軽くなるのではないかと見受けられます。

昔ならば電子化する作業というと一つひとつスキャナーで読み取ってということですが、今、時代は進んで、こういう機械に書類を置くだけで上からカメラで撮る、3秒後にまた撮ると、1時間に何ページも作業ができて、それを電子化ベースとしておくことによって多大な重量のものが撤去できるといったことで、撤去したからといってこの庁舎が安全になるというわけではないのですけれども、重いより軽いほうが良いにこしたことはないのは明白でございますので、それを進めていただけないかといったことです。

今後、何年か先、十何年か先に新たな庁舎になるにしても、現状の書庫を次の庁舎に持っていくということはないと思うのですよね。

徐々に進めていって、すきっとした庁舎で業務を進めることが普通考えられますので、徐々に進めていっていただければと思いますので、その点について施設管理のほうからご答弁をいただきたいと思います。

○奥野 学議長 総務部長、西啓介君。

○西総務部長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、役場本庁舎については、これまでご説明させていただいているとおり、耐震性能が低く、大規模地震が発生した場合には倒壊または崩落する危険性がございます。

建物、設備の老朽化などを含めた本庁舎の課題を解決するためには庁舎の建て替えが必要であると認識しているところでございますが、建て替えには多額の費用が必要となることから、その財源の確保が課題となっております。

議員からご質問いただきました執務室内の書類の整理につきましては、これまでも議会からご指摘を受けており、定期的に各担当へ指導させていただいているところですが、なかなか改善が見られないところもございます。

根本的に書類を削減していくためには、議員ご指摘のとおり電子化、デジタル化を進めていく必要がありますが、システムの構築や運用には多額の費用が必要となってまいります。

国ではデジタル庁を設置して、行政システムのデジタル化を強力的に進めていく考えが示されており、システムの統一や標準化、支援も検討されるなどの報道もあることから、本町におきまし

ても国の動きと連動してデジタル化の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、執務室内の書庫や本棚の撤去については、これらの転倒に伴う被害を防ぐことはできませんが、議員のお話がありました庁舎本体の危険性の回避への効果というのはあまり期待できないと考えているところでございます。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 総務部長から答弁いただきました。

国の動きもしっかり見ていただいて、できることからやっていただければと思いますので、その点、情報をしっかり収集しまして、さき持っていくというぐらいの勢いで進めていただければと思います。

当町には若手職員も多くそういう電子作業というのですか、連絡は紙ベースではなくて電子メール等々で仕事をする方も増えてきていると思いますので、取組のほうよろしくお願いします。

先ほども言いましたけど、次の質問ですが、若手職員が多いといったことに対して、職員さんがあと何年、この岬町で勤めるのか。30年勤める方もいるでしょう、その中で今後30年において南海トラフの地震が来る確率が7割から8割あるといった中で、やはり本庁舎、この庁舎で働いていること自身が命の危険と隣り合わせといった面もございませう。

そこで一つ提案なのですが、部署そのものを他の施設に移転するなど、職員数を減らすというのではなく、職員に安全な場所で仕事をしていただく、こういう検討はなされないのかということです。

実際、3階に議会があります、議会事務局3人でやっておりますが、恐らく地震が起こったら3人とも厳しい状態、2階においても同じだと。1階の方は緊急メールが入ったらぱっと飛び出すことができる者はできるかと思っておりますけれども、そういう職場ではどうかと思っておりますので、その点どう考えておられるのかご答弁をお願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西啓介君。

○西総務部長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員からご提案をいただきました庁舎機能の分散につきましては、震災危機に備える手法の一つと考えられますが、庁舎機能の分散に伴う住民サービスの低下や運用コストの増大が見込まれ、また現実的に移転させることができる施設は町内にないことから、庁舎問題を解決する手法として庁舎機能を分散することについて検討することについては現時点としては考えておりません。

先ほども答弁させていただいたように、この老朽化した建物、設備を含めた本庁舎の課題を解決するためには庁舎の建て替えということが必要であると認識しておりますので、この庁舎の建

て替えを含めた手法について今後考えてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 実際の話、そういうことでございます。

この建て替え検討委員会で示された新庁舎におけるこの機能というのを現庁舎と同じような機能を持たせるものであれば、やはり30億円から35億円かかるとお聞きしておりますが、先週の金曜日に私が別件で視察に行った、大阪府で唯一の村であります千早赤阪村、こちらで尋ねましたところ、庁舎を建て替えているのですね。

古い庁舎でございます。そして、町長が最近代わったのでその工事について一度見直しをするということで、その工事は止まっていたのですが、近々に建て替わる予定だとお聞きしております。

庁舎は1階部分が鉄筋で、鉄筋と木造を組み合わせた3階建ての庁舎を予定していると。費用は8億円ですというように聞いております。30億円から8億円、そういう広さの、村なので職員数も少ないかとは思いますが、ハードルが低いなとも思っています。

出来たらすぐにまた見に来るからと言い残して、また伺いますと言ってきたのですけれども、そういう機能を絞って庁舎を建て替えるのもまた一つかなと。

そのためには、部長同士の連携ということで、必要な部署はまとまっておかなければならないけれども、教育委員会なり別でできるのであれば外に出して、今、ICTということで、部署との連携ということも可能だと、このように思っておりますので、そういった検討もお願いしたいと思います。

最後の質問に移ります。

岬町と阪南市の連携について、阪南市といいますと大阪府で一番南のエリアといったことで、当町は大阪府で一番南の町であるということで共通点がかなりあると思います。

実際、岬町にお住みの方で阪南市にお世話になっていない方は、阪南市という行政ではなくて、阪南市にある施設にお世話になっていない方はいないのではないかなと思われるぐらい住民的な位置では昔から歴史上からあると思いますが、先月11月1日に市長選挙がございまして、水野謙二氏が2期目の当選をされております。

公約の中に、持続可能な行政運営をしていくためには広域行政を課題ということで、連携を続けていくといったことを掲げております。

岬町としては、阪南市を飛び越して次の自治体と連携をするというのはなかなか難しい。

平成13年の合併協議会、南泉州市のことにおいても飛び越えた地域で合併するというのはで

きないということで結論付けておられますが、とにかく岬町としては阪南市と連携することが必要不可欠だと思いますが、行政的には現在どのような連携をされているのかということと、しっかりと今後もあらゆる分野で連携できるのかといった点において現状の話をお聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 竹原議員のご質問にお答えいたします。

人口減少、高齢化に伴い、本町では安定した行財政基盤づくりが求められており、これまで以上に他市町村と連携するなど、地域全体で協力して行政課題に対応していくことが重要であると考えております。

本町では、これまで泉佐野以南の市町村で広域化する行政課題について調査研究を行い、あらゆる分野で広域連携を推進し、地方分権の推進及び行政の効率化を図るため、泉州南広域連携勉強会及びワーキングチーム会議を設置し、スケールメリットを生かした行政のスリム化が見込まれる事業について取組を進めてきております。

連携によって得られる一般的な効果として、財政的メリット、人的メリットがある一方、費用負担や人員体制等の団体間調整に多大な労力を要するなど、連携を進める際の課題も浮き彫りになってきております。

議員ご質問の、地理的、生活圏的に近い阪南市との連携については、平成23年12月22日に阪南市及び岬町における大阪府から移譲される事務に関する協定書を締結し、大阪府から移譲される事務の一部である終身建物賃貸事業の認可などの20の事務事業について連携を図ってきたところでございます。

また、阪南市を含む広域連携において、一部事務組合として、消防分野では平成24年11月より、泉佐野市以南3市3町による泉州南消防組合を設立しております。

また、水道事業では平成31年4月より、大阪広域水道企業団に加入しております。

最後に、広域連合として後期高齢者医療分野では平成19年1月より、大阪府後期高齢者医療広域連合として参画しております。

さらに地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託では、休日診療事務として、昭和50年10月より泉佐野市以南2市3町が泉佐野市に事務を委託しております。

併せて、環境農林水産業務につきましても、平成28年4月より泉佐野市に事務を委託しております。

また、地方自治法252条の7の規定に基づく機関等の共同設置では、平成11年7月より介

護保険法に規定する認定審査業務として、阪南市・泉南市・岬町介護認定審査会を設置しており、平成18年4月より障害者総合支援法に規定する認定審査業務として阪南市・泉南市・岬町障害支援区分認定審査会を設置し、さらに平成25年4月より、大阪府から移譲される福祉事務の一部を3市3町による広域福祉課にて、平成29年1月には大阪府から市街化区域にかかる開発行為の許可等に関する移譲事務等を泉南市、阪南市、田尻町、岬町による広域まちづくり課を設置して広域連携を進めているところでございます。

最後になりますが、令和元年6月より岸和田以南の5市3町による図書館の相互利用をスタートさせたところでございます。

今後も泉州南広域連携の取組である3市3町の枠組みを基本とし、大阪府からの助言を頂きながら広域化する行政課題について調査研究を行い、環境、まちづくり、保険や農林分野などあらゆる分野において広域連携を推進し、地方分権の進展及び行政の効率化を図ってまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま、寺田理事からいろいろな連携の場면을報告いただきました。

実際、広域連携することによって行政の効率を上げていこうといったことでございますけれども、一番難しいのは広域行政に入っていくときに、岬町の声をどれだけ酌み入れてくれるのか。消防組合においても難しいところがあったと感じておりますので、とにかく、何をするにも連携を深めていきたいと思うのが阪南市でございます。

昨日のことですが、阪南市長の公約でございます給料削減、22%。並びに交際費ゼロ、退職金ゼロという議案を可決したとお聞きしております。

阪南市の財政改革についてしっかりと踏み込むという姿勢を見せていただいて、今後、阪南市が伸びていく、これと一緒に岬町も伸びていっていただきたいと思う中、やはり自治体として、この泉州は縦に割られていて、どうしても近いほう近いほうを見がちでございます。

岬町としては阪南市しかないのですから、そこを利用するというか、一緒になって進めたいと思うところでございます。

この連携、行政が連携することによって地元の活動団体、いろいろな地域の団体も連携しやすくなるといったことでございます。

岬町におきましてもいろいろな団体ありますが、その課題において、やはり小さくなっていく、人口が減ってきて高齢化が進むにつれて団体が小さくなっていく、これをやはり隣のまちと連携することによって良くなっていくという面もあると思いますので、行政から指導していただき

いと思います。

最後に、この点、阪南市との連携について、田代町長からどのように思われているのか答弁をお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 竹原議員さんの質問にお答えさせていただきます。

ただいま担当から申し上げましたとおり、本町におきましては複雑また高度化する住民ニーズに的確に対応するため行政課題の解決、また近隣市町を中心に広域連携による事務処理等を行っているところであります。

先ほどから広域化ということなのですが、広域化することによって非常に財政負担、また人的負担が大きくなる場合、また逆に広域化することによって事務処理がスムーズにいたり、また、そういった経費の面、言わば財政の面がある程度軽減される。また、広域化することによって近隣市町とともに一緒に事業が推進できるという良さがあります。

つまり、メリット、デメリットがありますけれども、私どもとしては、やはり、先ほど議員おっしゃるとおり、大阪府の最南端でありますし、そういった中では、やはり各市町、つまり今は9市4町の中で堺以南とっておりますけれども、特に3市3町の枠組みは非常に大事でありまして、先ほど説明にあったように、いろいろな問題、介護の問題とか福祉の分野においても事業の分野においてもいろいろと広域化することによって町が活性化するということは問題ないと思います。

私は、特に阪南市の市長さんとは常々話をするのは、里海公園が一本化している、その中で阪南市、岬町とあるのが、むしろ枠組みを一本化してもいいのではないかというぐらいの気持ちで今後、里海公園を一つの軸に広域化を進めていこうという話を、それはあくまで海、マリンですね。マリンのそういった事業を今後、阪南市と一緒にやっていこうということは、市長とはお話をさせていただいております。

それ以外は、3市3町とか5市3町とかありますけれども、そういった枠を超えて広域化することも大事なかと、このように思っております。

今後も、そういった意味では隣の阪南市、泉南市、また泉佐野市と共に広域化の推進をしながら町の活性化、また町の発展に役に立ってもらいたいと、このように思っております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 町長から前向きな答弁をいただきました。

私もしっかりと、この連携について後押しをしてまいりたいと思いますので、行政としても頑

張っていただきますようよろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前11時31分 休憩)

(午前11時35分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、道工晴久君。

○道工晴久議員 議長のお許しを得ましたので、令和2年12月第4回岬町議会定例会に一般質問させていただきます。

国政も菅政権に代わり安定した国民のための政治を考えてやっていただいておりますが、岬町も住民が安心して住み続けられるまちづくりを行っていかねばなりません。

住民のニーズも、よりベターなものを願い、町としても大変な時でもありますが、田代町長の下でしっかりとした行政運営を行っていただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

世界中、新型コロナウイルスで大変な事態になっておりますが、本日の一般質問もできるだけ短時間で済ませるように理事者の答弁もよろしくお願いいたします。

事前に通告いたしておりますように、教育環境整備についてお伺いしたいと思います。

町内の小中学校の児童生徒数も減るばかりであります。現在の岬中学校及び各小学校の児童生徒数は何人になっておられますか、お伺いします。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

学校基本調査に基づく令和2年5月1日現在の小中学校の児童生徒総数としましては、淡輪小学校は390名、深日小学校は73名、多奈川小学校は58名、岬中学校は292名となっております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、教育委員会から現在の児童生徒数をお聞かせいただきました。

中学校は1校しかありませんからそのまま仕方ありませんが、小学校の統廃合をお考えになっておられるのか、まず教育委員会としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

小学校の統廃合につきましては、これまでの答弁でも述べさせていただいておりますが、地域の子どもは地域で育てるという町の基本的な考え方の下、地域の特色や小規模校のメリットを活かし、地域と共にある学校づくりの推進に取り組んでいるところであります。

小学校が統廃合され小学校が無くなる地域から、子育て世代の転出はあっても転入は期待できず、それに伴う地域の人口減少は避けられず、学校が無くなれば地域は衰退すると考えております。

したがって、各地域に小学校を存続させることを基本としており、現時点では統合については考えていないところであります。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 教育委員会の考え方をお伺いしましたが、教育委員会の設置者は岬町長ですから町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 道工議員のご質問にお答えさせていただきます。

統廃合の件については、以前から議会の皆さん方に町の考え方を申し上げさせていただいていると思うのですが、今、担当から説明のあったように、地域の活性化を図る、また地域の活性化を図る子どもが一番大事なことであるということの観点から、統廃合しないで、できるだけ小規模であるけれども、今の小学校3校を存続させていきたいという思いで今日まで教育委員会としては学校教育を進めていただいていると私はそう理解しております。

そういった意味からいきますと、やはり地域のバランス、全体のバランスを取っていくには、やはり4か所が合併した町ですので、そういったことから考えると、地域には地域の歴史文化を持っておりまして、そういったものをしっかりと子どもたちに教えていくというのか、そういうものをきちんと心の中に教育の過程の中でそういう歴史を学ばせるということがやはりふるさとを思う、そういった気持ちが強くなるという意味からも、やはり地域の人たちで子どもたちを育てていただくということが大事であろうということから、今のところ、今の状況の中では今の現状で問題はないのではないかなど、このように思っております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 教育委員会も町長の考え方も統廃合は全く考えていないということですが、私は、町長は子どもは地域で育てると、こう仰ってますけれども、合併前の旧町村を地域としてお考えになっておられるようですが、私は地域とは岬町全体であると思っております。

全てのことに對して町全体として考えていく、これが本来の行政だと考えますが、その辺、本

当に町長がこのような考え方でこれからもずっと行かれるのか、今後、子どもの児童数の推移等を考えて統廃合のことを全く頭に置いていないのか、再度、町長にお伺いしたいと思います。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

全く統廃合のことを考えていないのかという、そうではなくて、現時点では今の状況で問題はないのと違うかなと。

人口減少がこれからどんどん進む中において、どうしても学校を存続させることができない、そういった状況がきた場合は、これは当然、統合の問題を考えていく必要があるのではないかなとっております。

少し余談になりますけれども、昨夜のテレビを見ていますと、香川県の岩黒中学校が1年生に入った子どもが1人であった、それを3年間1人でずっとやってきた。

先生はどういう組織になっているのか、校長先生が1人、担任の先生が1人、それから専門の先生が1人、3人で3年間やってこられた。

運動会をする時はどうするのか。50メートルの道路に線を引いて、1人で走るわけにいかないから学校長と一緒に運動会の練習をする。そして、運動会ときは地域の方が一緒になって子どもと行事に参加して学校を存続させてきたと。

しかし残念ながら、今回、来年3月で廃止ではなくて、休止をして、また次の世代の子どもさんができたときのために学校は休止で置いておくというテレビを見て、私はやはり、今、時代は大きく変わってきて、少子化の時代の中で相当学校の先生方も苦労なさっているのだということを感じた次第ですけれども、私たちの町はまだそこまで行ってないので、その辺はしっかりと今後、後ろ向きの議論もいいのですけれども、もっと前向きな議論に私はこれから考えていく必要があるのかな、このように思っております。

多奈川小学校については多奈川発電所の跡地の問題、そういった意味で今後、定住人口が増大していくのではないかなという期待を私もかけておりますので、今しばらく今の状況を検討していく、持続していく必要があるのではないかなと、このように思います。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 いろいろな考え方があると思います、前向きか後ろ向きかはそれぞれの判断だと思いますけれども。

それでは、教育委員会にお聞きしますけれども、今後5年間の小学校への入学児童数の推移について、教育委員会にお伺いしたいと思います。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

今後5年間の入学児童数の推移についてですけれども、令和2年5月1日時点での住民基本台帳人口をベースに試算しましたところ、淡輪小学校におきましては、令和3年度は65名、令和4年度は54名、令和5年度は54名、令和6年度は52名、令和7年度は42名の入学を見込んでおります。

深日小学校におきましては、令和3年度は16名、令和4年度は18名、令和5年度は11名、令和6年度は18名、令和7年度は7名の入学を見込んでおります。

多奈川小学校におきましては、令和3年度は5名、令和4年度は1名、令和5年度は12名、令和6年度は3名、令和7年度は4名の入学を見込んでおります。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今後5年間の入学するであろう児童数の推移を聞かせていただきました。

ただこの数は全て三つの小学校に入るとは限らないと思います。どこかの私学の小学校に行く子どもさんも現実にありますよね。

もちろん、転入者が増えて小学校へ入学してくれる子どもが増えることは願っておりますけれども、大きな伸びも期待できません。

このような状態の中で、適正な小学校の運営ができるとお考えになっているのか、大阪府の府教委の指導はどうなっているのかも含めて教育委員会に再度お伺いしたいと思います。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

小規模校にはデメリット面だけでなくメリット面もございます。

デメリットとしましては集団の中で切磋琢磨することを通じて能力を伸ばすことができない、また運動会などの集団教育活動を行うことは難しいなどが挙げられます。

メリットとしましては、児童生徒一人ひとりに目が届き、きめ細やかな指導ができる、異なった学年との交流を図ることができるなどが掲げられます。

本町としましては、メリットを活かしつつデメリットを補う環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また大阪府におきましては、できるだけ複式学級でなく単式学級での指導ということで方針が示されております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 本当に、これ岬町の将来の教育問題についての大事なことですから、町長の意見ももう一度聞きたかったのですが、時間もありませんので。

昨年、小学校に通学している保護者を対象に、衆議院議員の谷川とむ氏がママ友の会を町内4か所で開催されています。

そのときに私も同席させていただきましたが、保護者からの意見の多くは小規模校での教育は子どもを大きく伸ばすことができない。親としては統廃合、もしくは小中一貫校に早急に持って行ってほしいとの意見が多くありました。

教育委員会として、保護者に統廃合や小中一貫校へ持っていきたいなどの調査をしたことがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

小学校の統廃合について、保護者の方々に意見等調査を実施した事例というのはこれまでございません。

しかし、現在、教育委員会におきましては、今後の教育環境の在り方といたしまして、岬町の現状をベースに小規模校の維持について継続的に協議を行っております。

引き続き、教育委員の方々の意見をお伺いし、今後の教育環境の在り方について検討を行っていきたいと考えております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 教育委員会はそういうお考えということですが、教育に関わっていただきます古橋教育長、先進的な、先を見込んだ、まず保護者の意向調査ぐらいはやっていただけませんか。

その辺、お考えどうでしょうか。

○奥野 学議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 お答えさせていただきます。

先ほどから教育次長、あるいは町長からご答弁申し上げますように、今現在、町の考え方といたしましては小規模校を維持していくという基本的な考え方のもとでございます。

その中で、今後の教育環境の在り方として、現在、教育委員会においていろいろ協議、あるいはご意見等を賜っている途中でございます。

議員ご指摘の意見調査等につきましても、教育委員会の中で議論をさせていただこうと思いますが、この意向調査につきましても、非常に言い方は悪いですが、非常にナイーブなところも含んでございますので、その辺は慎重に検討させていただきたいと思っております。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 親の考え方、当然、教育委員会としてもしっかりと掴んでいかないといかん。

町長がいつまでも言っている地域は地域で子どもを育てるのだと、多奈川の子は淡輪の人が指導してはいけないのか。そんなこと言っていないで、やはり岬町全体で子どもを大きく伸ばしていく、学力も伸ばしていく、そういうことがやはり一番大事なことだと思います。

町長どうですか、何かお考え変わりませんか。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

教育委員会と行政と、これはマッチングしながら協議をやっていかなければならないという問題がまず第一にあるのかなと思っております。

ただ、岬町のトップとして考えるのには、やはり町の全体像というものが一番大事であって、地域に格差ができていいのかどうかという、この問題も考えていかないと。

既に多奈川にしろ淡輪については限界集落という言葉がところどころで出てきております。そういうことも、そういう格差をなくすために、やはりそういう道路整備、また日常生活のそういう問題点の解消に私は当たっているつもりなんですけれども、そういう地域の格差のない、岬町が全体的によくなっていくには、やはり子どもたちの学校も、今の小学校3校を存続させながら、そして地域にしっかりと力をつけていく、そして町の価値を高めていくということが私個人の姿勢として皆さん方に披瀝しながら、その理解を得ながら今日までやってきていると私は思っています。

ただ、議員おっしゃるように、これから先、少子化が続く中において、どうしても学校としての機能を果たさない、また子どもたちが非常に教育上問題があるという状況が来た場合は、また議会の皆さん、また教育委員会、保護者の皆さん方ともよく相談しながら検討を進めていくほうが一番いいのではないかなと、このように思っております。

今の段階で、例えば小中一元化とか、そういう統廃合の問題、今の時点では非常に難しいのではないかなと。

それよりも校区替えをすとか、いろいろな方法がまだあるのではないかなと、私はそのように思っていますので、議員ご指摘のことを私はよく理解していますけれども、現状を、一つご理解していただきたいと、このように思います。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 町長のお考えも聞かせていただきました。

ただ、やはり、これから5年間の子どもの入学数の推移を聞かせていただく中で、令和4年になったら多奈川小学校1人、令和6年3人、令和7年では4人、これで本当に子どもが集団の中で教育を研鑽し磨くことができるのかどうか。私はこれはいかがなものかなと思います。

大勢の中で、しっかりと切磋琢磨しながら勉強していく教育環境を作ることが大事だと思います。

統廃合はかなり難しいと思いますが、いっそのこと小中一貫校へ移行する、こういうことも十分一つお考えの上で、保護者の意識調査も早急に行っていただきたい。

町長が先頭に立って教育に取り組んでいると周囲からも認めてもらえるように、ぜひお願いをしておきたいと思います。

最後に、私から、時間もありませんので一つ提案をしたいと思います。

小中学校一貫校にして、老朽化している庁舎を潰して、深日小学校に庁舎を持っていく。多奈川小学校に文化センター、青少年センター等を持っていく。淡輪小学校は公民館や図書館、そういうものにして、深日小学校を中心にこれからやっていけるのと違うかな。

そうしたら、庁舎建て替えの費用も要りませんし、十分中学校に三つの小学校の児童数も入る、そういう教育環境の中ですから、しっかりとその辺の先を見つめてご検討いただきたい、この提案をさせていただいて私の一般質問を終わらせていただきます。

○奥野 学議長 道工晴久君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

再開は、13時00分からといたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、出口 実君。

○出口 実議員 ただいまご指名いただきました出口 実でございます。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

一般質問の内容は、下水道について、ふるさと納税返礼品についての2点でございます。

下水道について、現在の公共下水道の整備状況の内容詳細の説明をお願いいたします。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 出口議員のご質問にお答えさせていただきます。

岬町の公共下水道は平成元年12月に都市計画決定を行い、計画区域を689ヘクタールとし、下水道事業認可区域は約160.3ヘクタールとして下水道事業を開始いたしました。

その後、下水道事業認可区域を拡大し、令和元年度末での下水道事業認可区域は約624.3ヘクタールとなっています。

また、岬町全体の下水道整備面積は約426.7ヘクタールであり、本町の住民のうちどれぐらいの人が下水道を利用できる状況になったのかを示す指標である、下水道普及率は78.8%でございます。

地区別の普及率ですが、淡輪地区で約97.59%、深日地区で約76.05%、多奈川地区で約19.25%となっております。

一方、本町の下水道事業特別会計を見ますと、起債償還残高は令和元年度末、約36億7,000万円となっており、非常に厳しい財政状況となる要因であり、近年では整備事業費の縮減に努めているところでございます。

○奥野 学議長 出口 実君。

○出口 実議員 まず最初に、私の思いは最終的に最後の段階で思いと考え方を述べさせていただきます。

続きまして、質問のほうに移らせていただきたいと思います。

公共下水道認可区域外の整備について、どのように行政のほうは考えておられますか。説明をお願いいたします。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 ご質問にお答えさせていただきます。

公共下水道認可区域外の整備につきましては、整備区域人口、整備区域の人口密度、事業実施に係る事業費や工事ができない敷地など費用対効果を勘案し認可区域を決定しており、必然的に費用対効果が低いと判断される区域が認可区域外となっております。

このようなことから、費用対効果が低く認可区域に入れることが遅くなる区域につきましては、岬町の総合計画や都市計画マスタープランの位置付けに基づき循環型社会形成推進交付金の補助制度を利用し、戸別合併処理浄化槽の普及促進に努めております。

○奥野 学議長 出口 実君。

○出口 実議員 続きまして、合併処理浄化槽の補助制度とはどういう制度であるかを説明をいただきたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 合併処理浄化制度とは、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために必要な合併処理浄化槽を個別に設置する者に対し、岬町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱を平成18年度から適用し、補助金を交付しております。

この補助金の交付対象としまして、下水道事業計画区域及び計画区域外の市街化調整区域で町長が定める地域内において一定の条件を満たし、合併処理浄化槽を設置しようとする者に当該年度予算の範囲内で補助金を交付することとなっております。

その補助金の額としましては、合併浄化槽の規模により、5人槽の場合33万2,000円、7人槽の場合41万4,000円、10人槽の場合54万8,000円の補助金額を上限として交付するものとなっております。

○奥野 学議長 出口 実君。

○出口 実議員 では、続きまして、合併浄化槽を設置したくても西畑地区や孝子地区など、家が密集しているため設置できないことも想定されるのですが、汲み取り便所を簡易水洗に改造するための補助金や小島地区のような集落排水施設の整備などの検討はできないのかどうか、説明をお願いいたします。

○奥野 学議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 お答えいたします。

議員お示しの汲み取り便所を簡易水洗に改造するための補助金につきましては、本町が行っている下水道事業は公共用水域などの水質保全の観点から、し尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としており、汲み取り便所を簡易水洗に改造するだけでは基本的には汲み取り式トイレに変わりなく、雑排水の適正な処理が図れず、下水道事業の目的を達成できないことから、補助金の交付は難しいと考えております。ご理解をよろしく願います。

また、小島地区のような公共下水道と同様に、汚水を処理する漁業集落排水施設の整備、これに類した小規模な地域単位で汚水処理施設を設置する市町村設置型の集中処理方式などにつきましては、町の総合計画や都市計画マスタープランに位置付けを行うことや排水施設の整備に多額の費用など多くの課題があることから、今後も国の補助金制度など、調査研究を行うことはもとより、財政状況を勘案しながら計画的な整備計画を検討してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 出口 実君。

○出口 実議員 奥部長の今までの説明は私もよく理解はできます。

ただ、やはり岬町の住民は平等に行政のサービスを受けることが当然だと私は考えております。

その中で、先ほど説明のあったように、淡輪が97.59%、深日では76.5%、多奈川地域は19.25%という中で、当然、この下水道を計画する時には、私から捉まえますと、やはり各地区平等に下水道を引いていくのが筋ではないかと私は考えるのですけれども、ただし、先ほど奥部長から説明がありましたように、非常に起債残高が36億7,000万円ということでなかなか財政が厳しいところで、今後の見通しも2020年から2025年までは0.2%しか進捗率がないということで、その辺は最初から町のほうで下水道の計画を組む時に、当然、多奈川地区は今のところ汲み取り式であっても、皆さんやはり水洗便所というのは、毎日、排便排尿があるのだから、きれいなところで生活したいというのが夢であろうと思いますし、若い方々もそうなのです。

そういう中で、やはり若い方の岬町の定着率が非常に低いですね。だから、そういう面ではやはり町としても起債は多くなるけれども、水洗率をもう少し勘案していただきたい。

それと同時に、浄化槽を付けて、当然、便所、そして家庭、台所、洗面所、風呂まで4点をきちんと工事をしないと、基本的には浄化水をきれいにして海に流すというのが国の考え方ですので、よく理解はできるのですけれども、悲しいかな、私のところにも孝子地区、西畑地区の方々が陳情に参っておりまして、築40年から50年ぐらいの方々の家の建て方というのは、前に前裁があつて、その前裁の後ろに家屋が建っていて、その裏側に便所を設置するというので、浄化槽を据えようと思つても場所がないということで、今の国の条件には当てはまらないということは、当然、助成費も出てこないということで、非常に生活設計が立てにくく、今のままで、衛生条件の悪い中でも生活していかないといけないということで陳情も参っております。

そういう中で、特に多奈川の西畑、東畑、中孝子、上孝子は小島地区では漁業集落排水ということで実施されましたけれども、当然、今、奥部長からも説明がありましたように、農業集落排水設備も当然お金がかかってまいります。

それを今の多奈川、西畑、東畑、下孝子、中孝子、上孝子と、そして淡輪というところはなかなか費用がかさむのでできないということになっていると思いますので、それであつたら、逆に個人型の浄化槽設置ということで町も再度考えていただけたらありがたいかなと私は考えておりますし、それであつたら、別に町長が先ほど西畑、東畑も限界集落に近づいているということで、手を挙げた方々には、やはり補助金、助成金を何とか出せるような形を整えてもら

いたいと思っております。

少し例を挙げますと、実は私、千早赤阪村と和歌山県の日高郡の美浜町というところへ、千早のほうは視察に行っていました。

美浜町のほうは前副町長とのやり取りで、こういう資料を送っていただきまして、町長の手元と奥部長の手元に資料を配付しております。その辺の説明をさせていただきます。

千早赤阪村、先に和歌山県の日高郡の美浜町、この美浜町では水洗が99.5%完備されております。これは非常に、岬町以上に地形が山あり海あり、段差が厳しい町であります。そういう中でも99.5%という進捗率でございます。

まして、美浜町の最南端にある三尾という地区がございます。これは、通称アメリカ村ということで、アメリカでずっと住んでおられた方がこちらに来て生活しております。

ここも、実は美浜町の役場のほうが、町長も何とか漁業集落排水をやろうということで計画をしたのだけれども、高齢者の方々が多く、金銭面といつまで生きるか分からないと。それだけたくさんの投資をして、そこまで水洗にはしたくないということで漁業集落が没になりました。

その代替策としまして、浄化槽の5人槽を例えて言いますと、国の補助金が33万2,000円、そして町単費、これが45万9,000円ということで、町単費で出ております。

それと、それをトータルしました中で、個人負担が大体、私有地を除けて4万6,000円の個人負担で浄化槽が設置できるということで、なかなか町長の判断もすばらしいなど、ともに住民には平等にサービスをしないといけないということで、こういう美浜町では制度を作って、年間に今のところ4件から5件ぐらいの方々がこういう浄化槽の設置を進めているということで、多分、あと1年ないし2年で100%の水洗ができるであろうということになります。

それと、もう1点、千早赤阪村の下水道事業ですけれども、これも同じく、先ほど言いました5人槽では国庫の負担金が11万円、府費が11万円、そして村費のほうで11万2,000円。

そこへ、また村費で58万6,000円の上乗せをしております。トータル91万8,000円の浄化槽設置の金額が出てくるわけです。

そういう中で、特に千早赤阪村は山間地であって勾配がきつく、村内には9か所のポンプ場を設けて勾配の部分をフォローしております。

その中で、町長と奥部長にこういう資料を渡してありまして、特にこの赤い部分は、当然、下水道が引かれています。

ブルーの部分は、要するに個人型の設置ということで、最初の説明にあったように91万8,000円が住民の方々に支給されますということは、ほとんど住民さんには負担がございません。

そういうことで、素晴らしい事業を千早赤阪村も美浜町もやっているなと思いながら帰ってきたのですが、ただ、悲しいかな岬町は国の負担金のみです。

その辺、私が強調したいのは、やはり住民サービスは、仮に民家が3軒、5軒のところであっても、やはりきちんと平等に水洗便所が設置できるような状況を再度岬町のほうでも考えていただきたい。

ただし、これは、私、無理を言っているのは分かっています。本当に、これから36億円の起債を返さなければいけません。

けども、やはりこれからの若い子どもたち、もしくは転入される方々が、やはりきれいな水洗便所で用を足せるという形を岬町も作っていただきたいなど。

特に、非常に起債が多いためこれから先は難しいのですが、美浜町の場合は、和田地区というところがございまして、そこは財産区に応援を願って、財産区のほうに大分協力をしていただいております。

だから、一つ提案で、多奈川はまだ実際19%でしたら、多奈川の財産区にも協力を願って、そしてまた、深日の財産区にも協力を願って、そういう費用の捻出はできないかというのが私の提案なのです。

だから、多奈川の財産区も豊かなところであるし、深日も豊かでありますので、そういうことも町のほうから財産区のほうにお願いをしまして、そういう傾向を取ってもらえたら自己負担も少なくなるし、住民の方々も大変うれしく思うのではないかと考えますので、それを、できましたら再度町長のほうにもお願いしまして、その辺また財産区、もしくはいろんなところでキャッチボールをしていただいて、住民のために何とか76%の進捗率が90%ぐらいまで上げていただけたらありがたいと思いますので、その辺、私の要望ですので、よろしく願いいたします。

これで一応、もっともっといろいろ要望があるのですが、時間の関係もございまして、下水道についてはこれで質問を終わります。

続いて、ふるさと納税の返礼品について質問を行いたいと思います。

質問の要旨は、国の助成金の活用、各団体、事業所の協力体制、町の方針についてお伺いしたいと思います。

その前に、私、実はこの返礼品に関しまして、ニンニクとサツマイモをなんとか岬町の返礼品にしたいと思いながら、2年前からこの作物を作っております。

特に岬町は休耕田が多いので、やはり休耕田を1年間通して利用できないかということで2年間実施しております、5月にサツマイモを植えて、大体10月に収穫いたします、10月

の上旬ですね。

10月中旬から下旬にかけて、ニンニクの植付けをします。それが来年の年が明けた5月頃にニンニクの収穫を行うということで、1年間その土地をフル活用できますので。

それと同時に、サツマイモ、ニンニクに関しましては、あまり高齢者の方でも労働に負担はかかりません。私も2年間経験しましたので分かっていますので。

特に、今、農業委員会のほうは岬町全体でもやはり高齢者の方が多いので、稲作とか、そういうものに関しては実際に非常に稲作は重労働です。

それと同時に、コスト的に単価面では大体1俵60キロを生産するのに3万円ほど費用がかかります、これは人件費を除いてです。

ところが、実際に収穫したお米を売るとしても1万6,000円です。大体1万4,000円近くの赤字が出てまいります。

そういう面から考えますと、やはりニンニクにしてもサツマイモにしても、十分に利益の採算が取れます。

そういうふうにご考えておりますので、私、今年の3月に青森県の田子町というところに行つてまいりました。その辺の説明を少しさせていただきます。

岬町は特に特産品が乏しく、ふるさと納税の返礼品にも苦慮していると聞いております。そこで、本町に数多くある休耕田を活用することで農業の活性化及び住民の働く意欲にもつながるのではないかと考えます。

私が本年3月に青森県田子町に視察に行つたお話を少しさせていただきます。

田子町はニンニク栽培が盛んな町で、特に田子にんにくは生産者のみならず、地域と行政が一体となりニンニクのまちづくりにこだわり、一粒のニンニクが町のニンニク産業を築き、ニンニク文化財を造成したそうです。

また田子町住民は田子ニンニクを誇りに思い、ニンニク総合力ではどこにも負けない日本一を自負していると聞いております。

田子町では生産されるのは福地ホワイト六片で、ふっくらと真っ白で、丸く豊かなエレガントな形と、粒が大きく身の締まった品質により、中央市場では評価が高いところであります。

なお、田子町のニンニクは9月中旬から10月中旬に植付けをし、翌年6月下旬に大体収穫時期を迎えます。

田子町の生産量は1,000トンです。それぐらいのニンニクを収穫しておりまして、本当に健康産業界では、テレビのCMでも私よく見るのですけれども、田子町の住民さんがCMに出て

おります。その内容の詳細をテレビで説明しております。

そういう中で、田子町というのは岬町で例えますと、ちょうど町の風景、立地条件が多奈川の西畑地区みたいなどころです。

谷あいには町があって、そこに国道が一本あって、本当に、言葉は間違ったらいけませんけれど、田舎ですね。

そういう中で、ずっと山の裾野に、大体、私いつも視察に上がったら、町を先に見学してから視察に入るのですけれども、約60キロ、ずっと谷あいを走ってまいりますと、全畑ニンニク一色です。

そういう中で、もちろん、この前、美咲町との提携を組みましたけれども、岬町でも250キロ平方メートルぐらいの敷地があります、田子町もそのとおりで、もちろん信号もございません。雪も降って大変なのですが。

そういうところで、当初、田子町も古い時代には春から秋にかけては、稗と麦を生産して、あとは住民の方々は東京へ出稼ぎに行くということで、非常に家族の方々にも苦勞をかけてやって、何とか1年中、田子町で生活できないかということで、この隣町の南部町という町、そこも私は庁舎の視察に行っていました。

そのところに福地という村がございまして、その福地の村のこれは生産品でした。

それを田子町の青年部が、これは一番手っ取り早く利益にもつながるし、住民の方々も出稼ぎに行かなくてもいいということで取り組んだのが今の結果になっております。

そういうところで、岬町も非常に返礼品にも数が少なく思いますので、何とかニンニクと、サツマイモは徳島にもございますけれども、今のところ、日本でニンニクの生産というのは青森県で90%、そして高知県、九州で10%です。ということは、あとは、ほとんどスーパーで売られているのは中国産です。

青森県のニンニクなんか1球1,000円です。そういうところで、ちょうど岬町にも返礼品がないということで、中間地点でこのニンニクも栽培したら、また一つのすばらしい返礼品になるのではないかと考えましたので、今回この質問をさせていただいたわけなのですけれども。

視察の内容はそういうところでございます。

その中で、今の質問に対してお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの出口議員のご質問にお答えしたいと思います。

特産品とは、一般的には特定の地域で生産または収穫される、その土地の気候風土を生かした物品のことですが、このような特産品が町の名物として広く認知され、ふるさと納税の返礼品としても活用されるようになることは町としても一層の取組を進めていく必要があると考えているところでございます。

一方で、本町の農業の現状といたしましては、販売農家はごく僅かで、そのほとんどが自給的農家でございます、農作物は水稻が中心となっております。

また、農家世帯では高齢化が進み、担い手不足が深刻化しておりまして、休耕地が増加する傾向にあります。

町ではこれらの課題を解決し、農地の保全活用につなげるため、昨年度に策定いたしました農と緑の活性化構想の中で、農産物における岬名物の開発や町のシンボルとなるフルーツの栽培などを推進プロジェクトに盛り込んでおるところでございます。

議員おっしゃいますとおり、町としても町の風土に合った農作物の栽培が盛んになることは農家の耕作意欲の向上と休耕地の解消にもつながると見込まれますことから、農業委員会や農業関係者の団体の皆様、農業者の皆様と連携した取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○奥野 学議長 出口 実君。

○出口 実議員 続きまして、2点目の質問に入ります。

農産物の特産品を作るのには、当然、土地の適正や栽培技術の確立といったものに加え、種苗を作り、一定以上の作物の収穫が見込まれる必要があります。

また、他の地域との差別化をするためには、単に作物の栽培を行うだけではなく、品種改良や加工品の検討などが必要と考えております。

そこで、行政として持続可能な取組を進める上で、補助金を新設するなど、何らかの支援が必要となると思われませんが、いかがか、返答をお願いしたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えします。

議員おっしゃいますとおり、農家を初めとした生産者の皆さんを支援していくことは行政の役割でございます。国や大阪府でも農業者の様々な支援制度が設けられております。

その一つといたしまして、大阪版認定者制度がございます。この制度は、小規模な農業者の多い大阪の実態を踏まえ、国の認定農業者制度に加え、地産地消に取り組む小規模な農業者等を育成支援するものとなっております。

この認定を受けますと、大阪府の普及指導員の営農指導が受けられることや府の融資制度を利用しやすくなるなど、様々な支援等を受けられることとなります。

これまでも農業者の方から相談などがあった場合は、大阪府の農と緑の総合事務所と連携をしながら対応させていただいているところでございます。

なお、ご質問の町独自の補助制度につきましては現在はございませんが、まずは市町単独での先行事例があるかなどを調査研究し、実現の可能性などを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○奥野 学議長 出口 実君。

○出口 実議員 では、3点目の質問を行います。

最後に、また私の要望等をお話しさせていただきます。

岬町で栽培される農作物で、ふるさと納税のお礼品となっているものが無いと聞いています。特産物となる農作物ができれば、当然、ふるさと納税のお礼品として活用できるものと認識をしています。

また、農産物に限らず、他市町に比べお礼品の品数が少ないように感じております。

そこで、ふるさと納税を増加させる具体的な取組方針を行政のほうにお伺いをいたします。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 出口議員のご質問にお答えいたします。

本町では主要な事業については、クラウドファンディングなどの活用などを含め、寄附者の方が使い道を指定いただける仕組みを一部取り入れており、ふるさと納税を通じて岬町の事業を支援し、町政に参加できるような取組も進めております。

返礼品については、とっとパークの入園券や猪肉のスライスなどが人気の返礼品となっております。

議員ご提案の休耕地を活用したニンニクなどの農作物についても、特産品として取扱いが可能であると考えております。

ふるさと納税を増加させる取組としては、国の指定制度の趣旨に沿い、岬町産の海産物の拡充や体験型の返礼品であるゴルフ場の利用券や青少年海洋センターのマリンレジャー施設の利用券など、岬町の魅力の発信や地域の振興につながるような返礼品を充実させつつ、ふるさと納税を活用して行う魅力的な事業や返礼品を創意工夫して提案することでふるさと納税を確保し、事業を推進していきたいと考えております。

また、個人の方だけでなく、団体、企業の方に対しても寄附を通じてご支援いただくための働

きかけを積極的に行うなど、ふるさと納税のPRを積極的に図ってまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 出口 実君。

○出口 実議員 実は、私もこの質問をする際に、やはり全国のふるさと納税の返礼品のいろんなところの調査をしました。

その中で、2018年度に高知県の四万十町がふるさと納税でトップに立っております。四万十町の売りは、やはり四万十川のウナギなのです。これが非常に全国民に知名度が抜群です。

それと同時に、四万十町では季節限定で、今年の12月、多分11月頃からふるさと納税の受付を行っておりますけれども、季節限定でお節料理です。これを返礼品に、お客様に届けますということで、これは非常に私もなかなか国民の方々的心をついた返礼品じゃないかと思います。

今、お節料理を家庭で作るということはほとんどないと思いますので、逆に、納税をして、その代わりにきちんと正月の食卓に並ぶのであったら、多分、国民の方々はこちらへふるさと納税をするのではないかと考えますので。

それと、泉州地区にも泉佐野のタオル、これが1か月ほど前から千代松市長が特に佐野のタオルが窮地に陥っておりますが、中国製品とか四国のものに押されてなかなかタオルが前に出ていないということで、再度、泉佐野の泉州のタオルということで、何とかまたこれを返礼品にしたいということで、大分投資もしております。

そういうことで、やはり行政も一定の補助金を出して生産者を支援することで、ふるさと納税の返礼品にもなっていると認識しております。

町としても、また後から町長にも要望しますけれども、何とか年間100万円でも予算を確保していただいて、生産者を支援する取組を進めるようにしたいと私は考えております。

そうすることによって休耕地の解消につなげることもでき、また、住民の方々の働く意欲も出てまいります。

ともに、高齢の方々はたとえ小遣い銭でも懐に入ってくると、またより以上に生き甲斐を感じると思いますので、そういうことも考えております。

できたら、青森県の田子町のニンニク、そして関西では岬町のニンニクということで知名度がより一層アップすれば一番ありがたいと思うのですが、そういうことでニンニク生産とイモの生産を何とか軌道に乗せていきたいと私は考えておりますので、できたら、もしこれから町長にも要望をお願いするのであれば、私、18年前に議員にならせていただいて、まだ右も左も分からないときに一般質問をさせていただきました。

シルバー人材センターの設置と有害鳥獣駆除対策協議会の設置を一般質問させていただいて、

町長も会社の経営者でございますので、やはり投資がなければ利益の追求はできません。

そういう中で、当時は中出町長で、一般質問で質問をぶつけたところ、中出町長が、出口議員分かりましたと。町として、やはりこれから有害鳥獣、特にイノシシが非常に民間の家庭の玄関まで出てくると、特に14区が一番山側のところはイノシシが玄関まで6匹、7匹出てきまして、そういうことで何とか住民の方が駆除してほしいということでこれをやらせていただいたのですが、そこにまた中出町長が年間80万円の予算を付けてくれました。

それと同時に、もうお亡くなりになったのですけれども、淡輪の実行組合、湊原さんと川島さんという方が、よし分かったと、出口議員がそういうふうに思うのであれば、私達も実行組合から100万円を出しましょうということで出していただきまして、そして檻10台と各地区に1名ずつ、西畑、多奈川、深日、淡輪、孝子と各地区に1名ずつ狩猟免許を持った方に80万円のうち20万円を配布しまして駆除の態勢に入っていたいただいて、今現在、約18年経ちますけれども、400人から500人の協力体制ができて、今も協議会もできております。まだ、いまだにイノシシは減りません。いくらでもいます。

そういうこともありますので、できましたら町長、もしそういう予算を、よし分かった、出口議員100万円出しましょうというようなことであつたら、私が今考えているところは、できたら返礼品を早く市場に出したいということで、大体2年後、もしくは1年後には岬町のニンニクということで返礼品に50%はできるであろうと、あとの50%は種苗ですね、それを作っていくことによって、大体1キロ当たり6キロございますので、6倍6倍になっていきますので、十分に協力者ができれば対応可能と思いますので、一つ町長その辺、何とか、一度に即答はできないかも分かりませんが、その辺の考え方だけ町長にお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 出口議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの内容については担当からもいろいろ説明させていただき、また出口議員さんもあらゆる角度で休耕田対策、また、ふるさと納税の返礼品について何かいいものはないかということでいろいろ研究していただいたことについてつぶさに聞かせていただきました。

この補助金制度については、先ほどの有害鳥獣対策の問題もそうです、町単独で60万円からスタートして70万円に今なっているかと思っておりますけれども、実に、担当が一番困っているのはやはり返礼品が年中通してないと。短期的にはあるけれども、同じものを求める場合に、ずっと持続的にないものですから、非常に担当としては苦慮しています。

そういった意味では、ニンニク栽培をして、それを返礼品にしていく、そういったものができ

れば、それもぜひやっていただきたいなというふうに思います。

補助金制度等については、いろんな制約がありますので、そういったことは財政部局と、また関係担当部局と相談をしながら前向きに検討していきたいと、このように思っております。

○奥野 学議長 出口 実君。

○出口 実議員 町長の力を期待しておりますので、よい返事を頂けるようにお待ちしておりますので、ともに、この返礼品を作ることによって、投資をすることによって、多分、将来的に岬町のふるさと納税の枠が何十倍、何百倍になって返ってくると思います。

何故かとこれをお願いしたいことは、今現在、コロナ禍で来年再来年、当然、町の税収が減ってまいります。

税収が減るということは、今度、町民税と固定資産税、法人税でもなかなか増えることはないです。どこにその税収を求めていくことになるかというのと、やはり、こういうふるさと納税とか、そういうところで何とか獲得しないことには、だんだん町の財政が厳しくなってしまうと思います。そういうふうに私は感じますので、できましたら、期待しておりますので、何とか良い返事を待たせてもらいます。

それと最後に、遅れましたけれども、実は27日に千早赤阪村へ下水道のことで視察に行ったのですが、そのときに管轄外で実は、今回、私も一般質問するに当たって、ふるさと納税の件も聞かせていただきました。

千早赤阪村では、年間700万円のふるさと納税、これではとてもではないけれども財政もだんだん厳しくなってくるので、何とか千早赤阪村のやはり返礼品、すばらしいものを作っていないといけないということで、既にこういうふうにパンフレットに載っていますけれども、こういう形で、村の「ちはや姫」というイチゴですね、粒の大きい糖度の高いものを今日から返礼品に取り上げています。

そういう中で、全国市町村とも、非常に財政難のところが多いので、いろんな工夫をされておりますので、何とか岬町も頑張って、小さなことですがけれども住民さんに住民サービスができるような形で協力できればいいかなと思いますので、一つよろしくお願いします。

これで私の質問は終わります。

○奥野 学議長 出口 実君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後 1時51分 休憩)

(午後 1時55分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

新型コロナウイルス感染症に関連して亡くなられた方々のご家族、関係者にお悔やみを申し上げます。

また、感染され、入院加療中の方々、後遺症に見舞われ苦しんでおられる方々におかれましてはお見舞いを申し上げるとともに、早い回復を願うものであります。

菅政権が発足して3か月を迎えようとしております。学術会議委員の任命拒否、コロナ感染症への対応の遅れ、G o t oキャンペーンにしがみつき、桜疑惑は安倍問題から菅問題へと移行しつつあります。

発足当初は安倍政権に負けず劣らずひどい政権だと感じていましたが、今では、安倍政権のさらに上に行く独裁的、強権的な政権であると考えます。

反国民的な政権の下で、住民に最も身近な地方自治体である岬町が、コロナ危機から住民を守るために引き続き尽力することを求めて質問を始めます。

前回までに引き続きコロナ危機を乗り越えるために、まずは感染症からいかにして住民の命と暮らしを守るのか、このことについて質問をいたします。

全国的に新規陽性者が急増し、第三波と言われる感染の急拡大が発生しております。

事態の深刻さは言うまでもありませんが、とりわけ大阪府は、全国で一、二を争う極めて深刻な状況であると言えます。

町長の開会挨拶で、重症病床の使用率について言及があったところでありますが、11月29日のマスコミ報道によりますと、重症患者数110人に対して運用病床は137という実態で、使用率は実に8割を超えています。

おとといは、重症患者を受け入れる実質的なベッド数は残り27床しかないという極めて深刻な状況でした。

大阪府はいつまでたってもイエローステージだと言いますが、重症患者数を受け入れる病床はとっくにレッドステージ、真っ赤っかです。

大阪府は重症病床の確保数を206だと発表しておりますが、実際にすぐに入院できる病床はそんな数ではありません。重症病床の確保には現在の入院患者の医療や医療スタッフの確保が必要だからです。医療の崩壊は既に起こっており、日々進行していると考えべきです。医療崩壊

の深刻化を食い止めるためにも感染を抑え込むことが喫緊の課題であります。

大阪府の新規陽性者数は半数以上が大阪市内で、岬町の新規陽性者数は少ないとは言え、岬町でも短期間のうちに新たに3人の陽性者が確認され、3日前には役場職員の中からも感染者が確認されました。

保健所の調査によると、役場にお越しになった住民への感染の恐れはないと判断され、消毒も完了したとのことであります。

感染された方やご家族が差別や偏見に晒されることなく、一刻も早く回復されることを心から願うものであります。そのためにも行政が責任を果たすことが強く求められております。

感染を抑え込むために徹底したPCR検査が必要であることは前回の9月議会でも主張したところであります。今回も、前回の一般質問に続いて、まずは検査体制の現状についてお尋ねします。

9月議会の折には検査が受けられる医療機関等について、泉佐野保健所管内で5か所だったところが倍の10か所に増えるということを確認いたしました。

さらに、地域の診療所等においても、泉佐野泉南医師会が集合契約を結ぶことで、身近な医療機関でも検査が受けられるようになるとお聞きしました。

現在の検査体制がどのようになっているか、お示しいただきたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

PCR検査は、当初、大阪府保健所を介して検査の受診調整が行われていましたが、地域の医療機関から保健所を介さず直接検査、受診ができる地域外来検査センターの設置や、先ほど議員ご紹介いただきました泉佐野泉南医師会が大阪府と集合契約を締結し、検査ができる医療機関など、発熱などの症状があり、検査を必要とされる患者が速やかに受診できる体制が整備されてきました。

岬町においても、発熱のある患者が受診でき、抗原検査が受けられる発熱外来を始められた医療機関もあります。

具体的な診療検査体制は、保健所からの受診調整により診療検査を行う帰国者接触者外来が現在では泉佐野保健所管内で3か所、診療所等から直接受診調整ができる地域外来検査センターが泉佐野保健所管内で4か所、泉佐野泉南医師会が大阪府と集合契約を締結し、自院のかかりつけ患者への対応で検査が実施できる医療機関が泉佐野保健所管内で97か所、さらにこの冬季節性インフルエンザの流行に伴い多数の発熱患者の発生が見込まれる中、症状が類似する新型コロナ

ウイルスの感染症の同時流行に備え診療検査体制が拡充されています。

大阪府は帰国者接触者外来、地域外来、検査センターなどの医療機関と重複して発熱患者等の相談診療が可能で、新型コロナとインフルエンザ両方の検査が可能な医療機関を診療検査医療機関と指定して、令和2年11月19日現在で泉佐野保健所管内で52か所の医療機関が指定されています。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまご紹介いただいたとおり、検査の体制については急速にこちらも拡充されているということが理解できました。

このことは求めてきた方向に進んでいるということで喜ぶべきことではありますが、検査件数そのものはまだまだ少ないというのが大阪府の実情だと私は見えています。

というのが、第二波というふうに言われた8月当時の最大数が1日およそ3,000件なのです。

それで、11月はまだ最大で6,000件程度ということですので、早くこれを1万、2万の検査数に増やしていく必要があるというふうに私は考えています。

9月議会の時も、あの当時の大阪府は目標検査数を1日3,500というふうに目指しているということをお答えいただいておりますけれども、そのときに3倍、5倍の検査が必要であると私はそのときから主張しておりました。

やはり万単位の1日の検査数が確保できなければ、救える命が救えないということになりますので、検査数が増えるようにぜひ大阪府に対して求めていただきたいと思いますし、そのためにも保健所の大幅な人員の確保、このことについても大阪府に対してしっかりと求めていただきたいと思います。

検査の拡充が大きく進んでおまして、かねてから求めてきたとおり、身近な医療機関での検査体制が整いつつあるということは非常に望ましいことであると、住民の皆さんの安心材料の一つになると思います。

そこでお尋ねをいたしますが、12月1日、各戸配布で11月24日からの検査体制の拡充について、住民の皆さんへの情報提供がありました。これですね。

これはイラストとかもあって、非常に分かりやすい形で周知がされているというように思いますが、ここに書かれている中でお尋ねをしたいと思います。

この中では、感染が疑われる場合、まずはかかりつけ医に電話をしてくださいということが書かれています。

それで、かかりつけ医がいない人や休日・夜間でかかりつけ医に相談ができないという場合は、新型コロナ受診相談センターというところに電話をすることになっています。

ここで私が心配するのは、新型コロナ受診相談センターの体制なのです。

春の感染の波が発生した時に、保健所に電話が繋がらないという事態が発生しました。

その時は、もう保健所が電話を受け付けられないほどの多忙を極めていまして、その時に設けられたのがこの受診相談センターでありました。

しかし、この回線も、春や夏の感染の拡大の時期には繋がらないことがありました。

今回、同じような繋がらないといった状況が起こらないのか、このことが私は非常に心配です。

この06の電話番号、ここにしっかりとした人員の体制が配置されているのか、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

今、議員ご紹介をいただきました、現在、住民の方が発熱等で相談したい場合につきましては、身近なかかりつけ医でも受診いただけるようになっております。

また、かかりつけ医がいない方や夜間・休日の発熱等の症状が出た場合は、大阪府が従前から設置しています新型コロナ受診相談センターで相談が可能となっています。

泉佐野、岸和田、和泉などの九つの保健所が一つの電話番号で、休日明けや午前中など、相談件数が多い時間帯には最大14回線で随時対応できる体制となっています。

発熱時の対応、一般診療所や保健所の案内、消防署からの相談などに当たっていると聞いております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、お答えいただきましたけれど、九つの保健所圏域でこの一つの番号が設けられているのですね。

大阪府下は全部で18保健所がありますので、そのうちの半分の保健所が一つの電話番号にかかるということになるのですね。

最大の場合、14回線ということですから、14人のオペレーターがそこにいるのだろうということが想像されるころなのですが、この九つの保健所の範囲というのは、泉州圏域は全部この九つの中に入っておりますし、要するに、この九つというのは政令中核市以外を一つの電話番号にまとめられているのですよ。

確かに、大阪府のホームページから確認をしていきますと、最も多いのは大阪市、その次はや

はり政令中核市になりますので、かかってくる電話の本数自体は、いわゆる衛星都市は多くはないのです。

ただ、春の感染の時期は、過去を遡ってみますと、1日に2,000件に近いような電話がかかっているわけなのですよ。

それを考えますと、最大14回線という、それで可能かどうかと、十分と言えるのかどうか、このことについては、私は非常に心配ですので、ぜひ、このことについても十分な体制をとって備えるように大阪府に求めていただきたいと思います。

引き続きお尋ねをいたします。

9月議会で感染を防止するために集団感染リスクの高い施設におけるPCR検査の必要性についても主張したところであります。

とりわけ岬町は高齢化率が高く、介護などの高齢者施設などでの感染が発生した場合、その影響が大きいことは言うまでもありません。

施設における社会的検査が必要であると考えるものでありますが、大阪府におけるクラスターの発生件数をまずはお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

大阪府における施設等のクラスターの発生状況は、11月28日現在、11月29日報道発表では、医療機関で12施設あり、関連の濃厚接触者等を含め387人、高齢者施設等で25施設あり、関連の濃厚接触者等を含めまして408人、そのほかの施設で16施設あり、関連の濃厚接触者等を含めて243人、合計で53施設1,038人の陽性者が確認されています。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、お示しいただいたのは、いわゆる第三波が認められるようになって以降、10月10日以降ということかと、そういうことですね。

10月10日以降だけでも53か所、そして、その施設で発生したクラスターによる感染者、それから、そのご家族の方等も含めて濃厚接触のあった方なども含んだ感染者数が1,038人と、非常に大きな数を示しています。

このクラスターは毎日のように確認をされておりまして、施設の入所者、また通所者、それから施設に勤務する職員も非常に神経をすり減らしている毎日が続いているわけです。

そこで、このクラスターが多数発生しているということを見て、医療機関や高齢者施設等に対して厚生労働省からの通知が出されておりますけれども、その内容を簡潔にお示しいただきたい

と思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

高齢者施設等の施設管理者は職員はもとより利用者の方への毎日の検温や日頃から健康状態の変化の有無を確認するなど、感染拡大防止の取組がなされているところでございます。

議員ご質問の通知でございますが、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から医療施設、高齢者施設等でのクラスターが多数発生していることから、令和2年11月19日付事務連絡において、都道府県衛生主管部局宛などに対して高齢者施設等への重点的な検査の徹底について要請する通知が発出されております。

主な内容につきましては、施設等の入所者または介護従事者等で発熱等の症状を呈するものについては、必ず検査を実施し、検査の結果、陽性が判明した場合は当該施設の入所者及び従業員の全員に対して原則検査を実施すること。

また、保健所において行政検査が行われない場合において、施設において必要があると判断し、自費で検査を実施した場合につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用が補助の対象となるなどの内容の通知が発出されております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、ご紹介をいただいた事務連絡については、複数回、周知徹底をしようと、厚生労働省が発出しているものであります。

施設の中などでは、感染者が一人でも発見されてからでは遅いということが考えられるわけですから、先ほど紹介のあったとおり、一人でも発見されたということがあった場合には、全員検査を実施しましょうと、それはいわゆる行政検査というものだと思うのですね。

行政検査は無料で行います。それと、もう一つご紹介をいただいた自費検査の場合なのですね。自費検査も含めて全員への検査は必要だと私は思うのですが、この自費検査となると、いわゆる社会的検査という考え方になるのですよね。

それで、先ほどご紹介のあったとおり、感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助の対象になりますということなのですね。これは、半分しか国が持たないということなのですよ。

ですので、施設で自分の所でやりたいと思っても、半分出そうと思ったら大変です。ですので、なかなか進まないというのが実情なのです。

ただ、徐々にそれぞれの自治体ごとに努力をして、自費検査に当たるものを実施しているところが出てきています。

近いところでは泉佐野市で、感染リスクの高い高齢者などへの自費検査が計画をされております。この12月議会に提案がされるということで、準備が進められているようであります。

ただ、この自費検査、半分国が出してくれるから、半分市町村が出さないといけないという問題があるのと、それから、国庫の補助額そのものにも上限があるのです。だから、その上限を超えた数を検査実施していこうと思ったら、その上限を超えた分は2分の1ではなく全部出さないといけないと、市町村にとってはね。

そのあたり、制度そのものに国の姿勢に問題があると私は思いますけれども、近いところで紹介した泉佐野市などで、一定のリスクの高いご高齢の方、また基礎疾患をお持ちの方を対象にしてPCR検査を、数に限りはありますけれども実施していくという動きがあります。

こういったことを岬町でも取り組んでいかれてはどうかというように思いますけれども、今、急に言われても困るかもしれないけれども、そういった取組をぜひ進めていただきたいなというふうに思いますので。ぜひご検討いただけないでしょうか。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 議員のご質問にお答えさせていただきます。

今、ご紹介いただきました泉佐野市が高齢者、もしくは基礎疾患のある方の自費によるPCR検査の補助を実施する、その制度につきましては承知しているところでございますが、言われていましたように補助制度の中身にも問題がありますし、また、岬町においても実施体制についていろいろと大変な業務があり、例えば検査キットの配布、その検体の回収、あと、回収した検体を検査機関に送付しなければいけない、それを全て市町村が実施することになっております。

また、陽性となった方については医療機関につなげていく必要があります、また衛生部局からは行政検査に影響のないよう努めていただきたいという依頼もございまして、なかなか医療機関からの協力も難しいというところで、岬町においては実施できないと判断をさせていただいたところです。

ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 そうでしたか。岬町でも一応、実は検討し、困難だという結論に既に達していた。結論はいつでもひっくり返せますから。

これ私、今、聞いていて改めて思ったのが、行政検査に支障が無いようにと言われていたという、それは、要するに検査数が今不十分な中でいっぱいいっぱいやっていて、特に保健所の体制ですよ、不十分な中でやっている。

ですから、行政検査というのは、要するに感染の可能性が非常に高い人が受ける検査ですよ。そういう人がたくさんいて、あちらこちらで検査を増やしていったら行政検査の対応が不十分になるという、何というか、悪循環ですよ。こういうことをしているから感染の再拡大が起こると。

私、別に松井部長に怒っているのと違うのですけれど、私は本当にそういうふうに思います。だから、私はもうずっと前から言っていますけれども、検査数そのものを、やはり爆発的に増やさないといけない、そのために必要な人も雇わないといけない。

だから、どこを切り詰めているのと、人の命がかかっているのですよと、本当に腹立たしいことがこの新型コロナの問題では多いのですけれども、一度、岬町としてはご検討なさったということで情報をきちんとつかんで、岬町の中で実施できないかということについてはお考えになったということですから、それは評価すべきことだと思いますので、ぜひ今後、可能な条件が生まれた場合は前向きに検討を進めていただきたい、実施できるようにしていただきたいと要望すると同時に、岬町内の施設で、この取組をやりましょうというところがあったときなどに、岬町がそうしましたら少しでもお金出しましょうと、検査が進むようにね。そういった取組についてもぜひ前向きにご検討いただきたいと要望しておきたいと思います。

ここまでは検査の問題を中心にして、感染から住民を守るという観点から質問をさせていただきました。

ここからは、住民の暮らしをいかにして守るのかという視点に基づいて質問をいたします。

9月議会で国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の保険料におけるコロナ減免制度の申請、審査の簡素化について質問をし、検討するとのお答えをいただいております。

その後の検討状況について確認をさせていただきたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

国民健康保険料などコロナ減免制度の申請において、特に国民健康保険料の申請書が非常に記入しにくいなどのご指摘を受けましたが、災害等による生活が著しく困難となった者や事業の不振、事業の休業または廃止等の理由により所得が著しく減少したため生活が著しく困難となった者など、従前から岬町国民健康保険条例などに規定される保険料を減免することができる事項について申請書様式を定めていることから、コロナ減免制度においてもこの様式を採用したところでございます。

しかし、ご指摘のとおり、記入欄の幅が小さく、記入しにくいことから申請者には意思確認の

ため、住所氏名等にご記入いただき、記入しにくい収入などの記入する欄につきましては担当職員が申請者に聞き取りを行った上で担当職員が転記するなどの対応を行っております。

今回、申請者に聞き取った内容を記録するための聞き取りシートを作成し、より詳しく現状把握を行った上で、シートに記載した内容を担当職員が転記するなど、もしくは申請者が聞き取りシートのおりとして申請書に記載したものを受け付け、審査を行うこととしてまいります。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 提案に基づいて前向きにご検討いただいたということで評価できると思います。

それで、おっしゃるとおり国民健康保険のコロナ減免を適用できる可能性のある方の申請が、コロナだけではないのですけれども、国民健康保険の減免申請書そのものが非常におっしゃるよう書きにくい、幅が小さく書きにくいとおっしゃいましたけれど、書きにくいのはそれだけが要因ではございません。

幅が小さいのはもちろんなのですが、内容が非常に書きにくい。やはり、一番書きにくいのは見込みだと思うのですよ。

今年度、あなたは減収していくらの収入になりそうですかと書くところ、そんなの、先のことなどは分かりませんよね。

私はそれなりに分かりますが、コロナで収入が減って見通しが立たないという人が申請に来られるということを考えた場合に、今年度、あなたはいくらの収入がありそうですかというのは、なかなか書くのは大変ですよ。

それだから、あのとき提案したのは、大阪市みたいに、へこんだ収入の一月を選んで、それ掛ける12をしたら今年度の収入見込みになりますよという、そういう簡易な方法を取ったらどうですかということも提案していたわけでありまして。

それで、ただ今回、聞き取りシートという記入する幅が大きく、また内容についても複雑でない質問項目をもって本人が書いて、それを提出してもいいというものに改善するというものから、その点については本当に困っておられる方に寄り添う、温もりのまち岬町を地でいく、そういうものであると私は評価したいと思います。

このことについては、町長もそういう方向で岬町の中でできる努力についてはやろうという姿勢を示されたというふうに評価したいと思います。

それで、前に提案したことは幾つかありましたけれど、そのうちの一つで国保、介護、後期高齢、三つを一度に申請できるようにすればどうですかという提案もしました。

今回の聞き取りシートはそのように共通して、入り口としては1枚で済みますということにさ

れるのでしょうか、運用上のことについて重ねてお尋ねします。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

コロナ減免ということで介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料につきましては、それぞれ異なった制度で運用していますので、申請書につきましてはそれぞれの申請書を用いまして受付審査をさせていただきたいと思っています。

ただ、申請される方については介護保険、もしくは国民健康保険、両方の減免の対象となる方もおられますので、その場合につきましては介護保険担当と国民健康保険担当と密に連携を取りながら申請書の添付書類については同じものを使うといった取扱いを進めていきたいと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 何か微妙なお答えであったのですけれども、入り口は書きやすくした、聞き取りシート。実際の申請は国保、介護、後期高齢それぞれにしなければならない。

しかしながら、それぞれに申請書で書きにくい場合は職員がお手伝いしますよと。

私は、そこは本当に職員の皆さんは丁寧に対応しておられると思っています。

ただ、1枚書けば国保でも介護でも後期高齢でもいけるよと、その紙1枚持ってあちらこちら回ったらいいですよというように、そこはきちんとそういうふうにされるほうがいいかと、これは提案です。運用上のことですのでこの場でお答えは求めませんけれども。

確かに介護保険については、申請書は比較的記入しやすいようになっております。記入欄そのものも大きく設けられておりまして、記入する箇所についても少ない状況ですので、介護保険制度についてはこのままでいいのかとも思うのですけれど、1枚にしておけば、おっしゃるように、国民健康保険も対象になるし、介護保険でも対象になるという人などがすぐに対応できる、案内もできるということになりますので、ぜひ、せっかく良いことをしたのだから、分かりやすい、書きやすい聞き取りシートを三つ全部に使うと。

窓口の方は、あなた介護保険ももしかしたら対象になっていませんかということも、そこでやり取りできるというようにされたらどうかと、これは提案をしておきたいと思います。

それから、もう一つ先ほど申し上げましたが、審査をしやすいように、また対象になるかどうかもすぐ分かるように、大阪市が実施している、収入が減った1か月を基準にして審査をするというやり方についても、引き続き検討の余地がないか、そこについてはお考えをいただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

それから、引き続き質問を続けます。

様々なコロナ対策が設けられているのですが、これから申請の期限がいろいろ到来してくるわけですね。

対象になる方にもれなく制度を利用していただくために、これまでも制度の周知や利用の促進を促すように機会があるごとに求めてまいりました。

制度の一つに、固定資産税のコロナ減免制度というものがございます。制度の概要と岬町における準備の状況等をお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 財政改革部理事、阪本 隆君。

○阪本財政改革部理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が、納税者に及ぼす影響の緩和を図るための特例措置を講じることを目的とした地方税法の一部を改正する法律等の可決を踏まえて、本年4月に岬町税条例の専決処分を行い、6月議会で承認をいただいたところです。

ご質問の制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者、小規模事業者に対して償却用資産及び事業用家屋について、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年同期間と比べて30%以上減少している事業者に対して、令和3年度の固定資産税に限り減免をする程度でございます。

具体的には、売上高が30%以上50%未満の場合には2分の1、売上高が50%以上減少した場合には全額減免となります。

この制度を申請する場合には、認定経営革新等支援機関等で売上高の減少幅の確認書の発行を受ける必要があります。

次に、周知と活用の促進についてですが、本年6月議会において、岬町税条例の専決処分の承認を受けた後に、町のホームページに掲載するとともに、岬町商工会への周知を行っております。現在、岬町商工会には数件の問合せがあると聞き及んでおります。

また、税理士事務所からの税務課への問合せ等もございます。

ご質問の減免制度につきましては、法人等の償却資産等の申告期間が毎年1月末までとなっておりますので、1月号の広報誌にも掲載を予定しております。

さらに、償却資産等の各法人等への申告書の送付時にも当減免制度の案内も併せて送付の予定でございます。

また、コロナ禍における納税相談等において、事業者の皆様には経営状況を聞き取り、対象となる事業者には同制度の説明を行い周知に努めてまいりたいと考えております。

近畿税理士会におきましても、当制度について総務省のホームページにリンクするように紹介がされております。

コロナ禍の厳しい経営状況下において、平素から適正な申告をされている事業者の皆様には当制度を活用いただきたいと考えております。

最後に、申請の問合せにつきましては、複数の問合せがありますが、申請の実績につきましては現在ありません。

これは、先ほども述べましたが、毎年法人等の償却資産等の申告期限が1月末となっております、その関係で現時点での申告は少ないものと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 この制度は、締切りが1月31日なのですね。

今、お聞きしたところだと色々な手段を使って、周知については努力がなされるということは承知しましたので、それを着実に対象になる可能性のある方に確実にお伝えをいただきたいと思います。

それで、ただこの制度、1月31日締切りというのが、これは国が決めていることだから仕方がないのですけれど、短いですね、非常にね。というのは思います。

この制度、申請しようと思えば、ご説明のとおり確認書というものが要るのですね。申請書と併せて添付資料が必要なのです。

それで、認定支援機関等で確認を受けて、その証明書を併せて岬町の税務の担当課に提出をしなければならぬということなのです。

それで、この認定支援機関とは何ですかという話なのですけれど、先ほどおっしゃられた税理士事務所などからも問合せが来ていますと。

税理士は税理士の資格を持っているだけで一定の申請をすればその支援機関になれるわけなのです。

全国にたくさん、支援機関に認定されている税理士事務所や個人とかたくさんあります。

この確認書を付けて出さないといけないという問題で、なかなか手続としては複雑というか、申請書1枚書いたらおしまい、例えば自分の持っている前年の確定申告の写しを提出したらおしまいとか、そういう簡単なものではないということはお承知のとおりなのです。

それで、この確認書を発行してもらうのに、またお金が要ることが考えられるのです。

といいますのが、専門家に確認書を書いていただきますから、そこには一定の費用が発生してくることになりますから、そもそも制度を考えれば、事業をなされていて税金を払うのが大変な

状況になっていると、そういう人に対して、申請するためにお金が必要という、この仕組みそのものが、これ、私は阪本理事にも文句を言っているのと違いますよ。こういう制度をつくった国がけしからんと私は思っているわけ。

だけど、実際にこの制度利用してもらって、申請出してもらうのは岬町の役場やから、できるだけ制度を使いやすいようにしておく必要があるわけですよ。

この制度を実際に使いたい人が無料で使える仕組みづくり、ここへ岬町として一定の努力ができるのと違うかなと思っているのですけれど、その点についてはいかがでしょうか。

○奥野 学議長 財政改革部理事、阪本 隆君。

○阪本財政改革部理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご承知いただいておりますように、認定経営革新等支援機関ということで、税理士事務所がさきに挙がってましたけれども、それ以外に公認会計士とか弁護士、商工会等が機関としてあります。

また、ほかにも他府県においては機関として認められるところ等もございますので、これは経産省のホームページにも一覧として掲載させていただいております。

内容ですけど、手数料というところですけども、基本的には各事業者の前年度の収入と比較する必要がありますので、認定機関で、例えば税理士さんを通じて毎年申告をされている事業者の皆さんにおかれては、毎年申告が当然その認定機関で手続をされるということだと思っておりますので、その中で、あえてその部分は増えるかも分からないですけども、申告手続とほぼ同じような時期にこの制度の受付期間も設けてございますので、できる限り手間がかからないような状況にはなっていると推測しているところでございます。

ただ、この制度につきまして町のほうで手数料云々という話等は国から特にございませんし、当然民間での証明等を求める場合は費用が発生するかも分かりませんが、何分、申し訳ないのですけども、町としては今のところ補助できるという制度にはなってございませんのでご了解いただきたいと思います。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私は阪本理事に了解していただきたいと言われても了解はいたしませんけれども、阪本理事も、それで仕方がないと思っておられるとは思いませんけれども、大変な経営状況にある事業者の固定資産税や償却資産を減免しましょうという制度を使うところであるから、できるだけお金がかからない、手間もかからずに使えるという制度にしていく必要があると、そこは一致できるのだらうと思うのですが、国の制度上の制約があるので、なかなか皆さんにそれ以上のことをここで言うてくださいますと言っても、それは無理だというふうに私も思います。

今、確認書の発行でいろんな機関が認定されているということですがけれども、商工会という名前が出てきました。

ここで吉田理事、ご答弁いただきましょうか。すみません、答弁を言うのは議長です。

商工会はこの制度について、先ほど商工会からも問合せがあったという話がありましたけれど、何か準備等なされていることがあるのでしょうか。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

商工会のほうが、ただいま阪本理事からありましたように、認定経営革新等支援機関として位置付けられておりまして、私のほうでも聞き取りを行いました。

それで、恐らく会員さんも含めて確定申告のほうに携わっておられますので、会員さんはもとより、会員以外の方もご相談に来られて認定書を発行してほしいという問合せがあるんじゃないかというふうに商工会さんのほうで想定されておられるということでございます。

先ほどのご質問にあった、認定するのに確認書を発行するのに、費用の話ですけども、商工会さんとしては議員おっしゃいますとおり、こういうご時世の中で減免制度の対策がもともとありますので、手数料は頂けないのかなというような考えでおられるというふうに聞いております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 この制度は、国はえらく厚かましいことを言っているのですよ。

支援機関等とされているところに対して、確認書を出すときは柔軟に対応するようにというわけ。

要するに、商工会にしても税理士事務所にしてもお金を取るなということ、難しい言葉で柔軟に対応してあげてください、そういう確認書の発行の相談があった場合は、平たく言えば、ただあなたたち仕事をしなさいと言わんばかりの通知が出されているのですよ。

だから、それはそれで助け合いといえはそうかもしれませんが、特に事業として事務所を運営しているようなところもありますから、税理士などで。

そういうところにまでそんなことを国が言うぐらいであれば、国が作った制度を利用するのに必要なお金があるのだったら、それも国が出しなさいよと本当にそう思うのですよね。

他の県でもそんなのがありましたね、非常に申請しにくい制度を作っておいて、社会保険労務士に頼まないといけないような難しい制度を作って、社会保険労務士に頼むお金は自分で出してくださいというような本当に国民に全く寄り添っていない政府だと私はずっと見ていますけれど。

今、お聞きしたとおり、商工会さんは非常に親切な、手数料はもらえないねと、それも会員内

外問わずに相談に応じますよと、発行もしますということをお考えのようなので、それを良しとするわけではありませんが、ただ、本当に目の前で年を越せるかという状況になっている事業者の立場に立てば、本当に手数料をもらえないなという商工会の姿勢は励みになるものだと思います。

この制度もしっかりと周知をしていただいて、必要な方の手元に情報がしっかりと届いて申請に結び付くように努力をしていただきたいと申し上げておきたいと思います。

コロナの問題の最後の質問です。

感染の第三波といわれる状況が深刻化しており、出口も全く見えない中にありますけれども、今言いましたとおり、年を越せるかというような事業者の経営状況や、住民の暮らしも深刻さを増している状況だと言えらると思います。

それで、岬町独自の支援策をさらに強化

すべきだと考えるものでありますが、まずはこれまで取り組まれた町独自のコロナ支援策をお示しいただきたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策につきましては、4月7日の緊急事態宣言を受け、外出制限などにより自宅での生活を余儀なくされた方への町独自の支援策としまして、5月に専決処分しました補正予算により、水道料金の減額、ひとり親家庭への生活支援など4事業、9,450万9,000円を予算化し、支援策を実施してまいりました。

また、5月25日には緊急事態宣言は解除されましたが、6月の追加補正予算により休業者支援を中心とした事業者支援金の給付、暮らし応援商品券の全町民への配布などの経済支援に併せ、大雨や台風などによる災害時の対策として避難所用備蓄品の整備、衛生用品の備蓄など9事業1億7,389万8,000円を予算化し、支援策を実施いたしました。

さらに9月には、追加補正と併せて二度の補正予算により、小児インフルエンザ予防接種の支援、保育所・子育て支援センターの衛生用品の購入、庁舎などの施設に対する体温検知機器の購入など、幅広く7事業4,290万6,000円を予算化。

これまでを併せまして町独自支援策分3億1,131万3,000円を予算化し、実施済みの事業も含め、現在継続して実施しているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 岬町の予算規模からすると、3億円を超えるコロナ対策というのは非常に大変な

努力の中で実施されてきているものと承知いたします。

ただ、この第三波の状況を迎えて、これまで受けている傷がさらに広がると、そういう状況にあるというように考えられますから、さらなる追加策が必要だと私は思います。

それで、必要な対策としては、一つ目はやはり感染の防止なのです。それは、さきに検査のところで申し上げましたので、それから施設の消毒等についても進めておられるところですから、それを引き続き強めていただくと。現在については拡充をお考えいただくということになりますけれど、もう一方で、事業者や住民の暮らしそのものを支えることが必要なのです。

それで、事業者については事業者支援金が二度にわたり取り組まれておりますけれども、計画された予算が残っているという状況にあると思います。

先ほど来申し上げているとおり、年が越せないという深刻な状況にある事業者がたくさんありますので、さらに追加の給付を急いで検討し実施することが必要であると考えられるものですが、そのことについてどのようにお考えになるのかお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

町内事業者への支援対策につきましては、本年6月の一般会計補正予算（第3次）におきまして6,580万円の予算をご承認いただき、これまで議員おっしゃいましたとおり、2回の支援金対策を実施してまいったところであります。

11月30日現在での実績につきましては、第1回目の支援金の支給件数が26件で、支給額といたしましては520万円。また、追加対策として実施いたしました2回目の実績につきましては、支給件数が11件で、支給額が220万円。現在、審査中のものが5件でございます。

審査中のものも合わせますと、合計で42件、840万円となる見込みとなっております。

当事業にかかる予算の残額は約5,700万円程度となっております。

なお、今後の新たな支援策についてのご質問につきましては、議員お見込みのとおり、町としましてもまだまだコロナ危機は続くものと想定しておりますので、引き続き国や大阪府の動向を注視しながら町内事業者の皆様に対するさらなる対策が必要となる場合には、その支援内容など検討を加えて考えてまいりたいと思っております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ご答弁の中で、必要となる場合はとおっしゃいましたけれども、私はもう既に必要になっていると思いますので、せっかく確保した予算が残り5,700万円も残っているということですので、それを有効に活用していただきたいと。

この5, 700万円の原資は国が全国の市町村に配ったお金を元にしておられると思うのですね。

もちろん、町独自で単費も追加していると思いますけれども、国からもらったお金は今年度中に使い切らないといけないというのが基本原則ですよ。

何かコロナ対策にしか使ってはいけないというのがありますから、ぜひ有効に活用していただきたいと思います。

時間がありませんので、併せて求めておきますが、事業者に対してはそのような追加の給付をぜひ考えていただきたいということと、それから、もう一方で住民に対しては、やはり低所得者の世帯に対する追加の給付をご検討いただきたいと求めておきたいと思います。

最後の質問、残る時間が非常に限られてしまっておりますが、新たなみさき公園づくりについて、進捗状況と今後の計画をお聞きしようと思います。

この問題は住民の皆さんからの関心が高く、またご心配もされていることでありますので、この機会にお尋ねをするものであります。

せんだって2回目のサウンディング型市場調査が行われまして、11月16日に結果が公表されました。

このサウンディング型市場調査という手法はあまり聞き慣れませんので、改めてその調査手法の説明をいただき、今回の調査結果の概要についてもお示しいただきたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

もう残り1分30秒ですので、簡潔にお願いします。

○吉田都市整備部理事 ご質問にお答えいたします。

サウンディング型市場調査は、個別の事業を実施する際の検討プロセスの一つでございます。

事業の発案段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法となっております。

また、対象事業の検討の段階で、広く対外的に情報提供することになりますので、当該事業への民間事業者の参入意欲の向上を期待するものでもございます。

今回実施いたしましたサウンディング型市場調査は、新たなみさき公園整備運営等事業において、みさき公園を魅力ある都市公園にすることを目的として民間の資金、企画力、経営能力及び技術的能力を積極的に活用するために民間事業者の皆様の対話を実施したものでございます。

調査結果の概要につきましては、8月21日に調査の実施要領の公表を行いまして、9月7日に事前説明会、現地見学会を開催。

そして、9月30日から10月7日までを対話期間として個別対話を実施してまいりました。

事前説明会には26事業者40人、現地見学会には24事業者41人、個別対話には12事業者21人に参加いただき、対話の内容につきましては町が事前にお示しした事業概要の九つの項目を中心に意見を伺ったところです。

その結果について、11月16日に岬町のホームページで公表したところでございます。

○中原 晶議員 もう、物言うたらあきませんか。

○奥野 学議長 時間ないです。終わります。

○中原 晶議員 そうですか、分かりました。

また、引き続き頑張ります。

吉田理事、ごめんね。

○奥野 学議長 中原 晶君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後 2時56分 休憩)

(午後 3時10分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松尾 匡でございます。

それでは、一般質問を始めます。

新たなみさき公園における経過と進捗についてお聞きしたいと思います。

近頃、みさき公園内の遊具や施設が目に見えて分かるほど解体撤去が進んでいます。遠くからでも見えた観覧車はなくなり、イルカショーのスタジアムもほぼ解体が終わっています。

行政が当初提示しました、予定としている令和3年4月以降の開園がもうすぐそこまで来ています。

新たなみさき公園が以前のものを超えるほどたくさんの方に親しまれて、全盛期以上の利用者数を望める形を具現化するために、これまでの経過と現状、そして今後についてお伺いしていきたいと思います。

岬町のホームページで、サウンディング型市場調査の結果が公表されています。

早速、拝見しましたが、どう見ても令和3年4月に開園することが困難で、開園を先延ばしするしかないという結果にしか感じられません。

開園を先延ばしするという事は、その分、様々な問題が生じてくるでしょうし、何よりも、町の負担、我々、住民の税金負担が増えていきます。

このサウンディング型市場調査の結果を受けて、どのようにお考えかというのをまずはお聞かせください。お願いします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 松尾議員のご質問にお答えいたします。

サウンディング型市場調査の結果、個別対話を実施いたしました事業者からは、PFI事業として進出できる事業ではあるが、この事業の核となる代表企業の進出が前提であること。独立採算制は困難であり、一定の町の財政負担が必要であること。新たな事業者選定スケジュールを新型コロナの影響を考慮し余裕を持たせること。

主にこの3点について、今後の事業者公募手続を行う上で再検討が必要とする意見を受けまして、本町が当初示した利用条件や事業スケジュール等について課題があることが確認できましたので、今後はこれらの課題に対する適切な対応を検討の上、必要な事業条件や事業スケジュールの見直しを行うとともに、PFI事業に基づく新たな事業者の公募手続を進めてまいり、できる限り早期に新たなみさき公園のオープンを目指したいと考えているところでございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど答えていただきました。

今まさに第三波といえる新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、事業者が時間に余裕というのは致し方ないことなのかもしれません。

しかし、それ以外の要件については、容易に想定されるようなことだったようにも私は見受けられるんです。

何よりも、先ほど申し上げたとおり、新たなみさき公園のオープンが先延ばしになればなるほど、町の負担、先ほど、ずっと言っています、それは私たち住民の負担、我々の大切な税金の使用というのが増えていくはずで。

みさき公園の管理費についてはかなりの経費が必要です。

今年度、現時点でどのくらいの経費がどのような内容で使われているのでしょうか。

また、経費といえば、無償譲渡を受けた土地に対してかかっている費用として、登記にかかる諸経費も岬町での負担となっていたはずで。それにかかっている費用も併せてお伺いしたいと

思います。お願いします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今年度は駅前から駐車場を含む全エリアの維持管理を行っているところでございますが、現時点での維持管理費用及び土地の無償譲渡に係る分筆登記などの必要な経費についてのお答えをさせていただきます。

現時点での駐車場収入などの年間の収入見込額が約1,000万円であり、これに対する全エリアの維持管理費用の年間見込額は約900万円となっております。

内訳といたしましては、駐車場周辺の法面の草刈りが年2回。ツツジなどの樹木の剪定が年1回で、これに要する年間費用が約360万円でございます。

また、それ以外の全エリアの駐車場、広場、トイレなどの清掃費用は週5日、1日3時間で年間156回以上の契約をしております、年間で約350万円でございます。

そのほかにも駐車場の精算機の管理及び定期巡回業務に約61万円、駐車場ゲートなどの機械警備業務に約50万円、駐車場設備の保守業務に約64万円、その他軽微な補修等となっており、現段階での見込額となっております。

次に、土地の無償譲渡に係る分筆登記などの経費についてのご質問ですが、今回、南海から無償譲渡を受ける土地は全筆で274筆でございます。実測面積で約33.6ヘクタールとなる予定となっております。

無償譲渡を受けるに当たっては、主に都市公園区域を明確にするため、公園区域外周の境界確定作業が必要でありました。

例えば、公園に隣接する大阪ゴルフ場、みさき公園北側の駅前広場、鉄道用地、長松海岸などにおいて境界のほうを明確にする必要があります。これに伴い、境界周辺の草刈りや現場での立会い、境界杭の打設、境界確定などの作業を行ってまいりまして、必要となった土地の分筆筆数は約60筆ございました。

これらの作業費用を含めて分筆業務の費用が548万6,000円でございます。

また、新たに公園区域に編入する用地などもありまして、これにかかる分筆などの業務が3万2,000円となる見込みとなっております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほどの回答で駐車場収入がありました。

そこで、その経費を上回ることができるだろうというふうに想定しているということですね。

ども、見込みと表現しているからには、収入が減収も想定されるわけですね。

そんな中、年間で900万円もの費用がもう既にかかっているわけです。

もし、駐車場収入が下回った場合は当然ながら岬町の税金、我々の住民の税金から補填せざるを得ないわけですね。

そうなってくると、町に負担がかかっていないとは決して言えなくなりますね。これは本当に注視していかなければなりません。

また、無償譲渡を受けたとはいえ、登記に必要な経費として550万円以上が町の負担となっているわけです。この経費については、完全に岬町の予算から算出せざるを得ませんね。

必要な経費だと言い切り、済ませるのではなくて、それだけ既に負担しているんだということを念頭に入れて今後の新たなみさき公園事業に取り組んでいただきたいと切に思います。

そして何より、新しいみさき公園事業について、みさき公園のビジョンから始まり、何から何まで一切切切、言わば事業をお任せしていると言っても過言ではないという、みさき公園事業の企画を今お願いしているコンサルティング事業者等に費やすことが決まっている2,605万円という大きな税金、血税が使われます。

これらを合わせたら、もう既に経費の合計で4,055万円もの血税が使われることになるんですね、4,055万円。

そして、これだけの費用がかかっている中、来年度も事業者に管理を委託できる状況が整っていないとなれば、駐車場や田園だけでなく、公園用地も管理していかななくてはならない状況となってきますね。

そうなれば、より一層負担が増してくるのは目に見えているかなと思うんです。

現在、みさき公園の管理面積は、図面で見ると全体の約8分の1から10分の1ぐらいなんかなという程度の管理だと思うんですけども、それでも900万円という税金が費やされております。

ここで、今は全体の、仮にこれ10分の1の管理面積だとしたら、単純にこの管理費900万円の10倍、少なくとも9,000万円という、我々の大切な血税で管理をしていかなければならない状況になるということです。

これは森林部も含んでいないので、森林部がたくさんある公園の中を管理しようと思ったらもうちょっとかかるはずなんですよね。

今日も言うておられましたが、町長や行政からよく言われる、今の岬町は財政が厳しい、乏しい財源だと言われている中で、管理費に新たに9,000万円以上とは、本当に危機的な額の税

金投入になりかねません。これ、恐ろしく大変なことですね。

来年度以降の管理について、どのようにお考えかお聞かせください。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 来年度以降の見通しについてのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、現在、サウンディング型市場調査の結果を踏まえた事業条件や事業スケジュールの見直しにより、新たなみさき公園の運営事業者との契約は、当初予定しておりました時期より遅くなる可能性が高くなってきております。

一方で、南海の撤去作業の完了は、現在のところ、令和3年3月末の約束をしてございます。

南海には現在も施設の撤去作業に懸命に取り組んでいただいておりますが、一部の動物、キリン、シマウマ、猿などはいまだ残されている状況となっております。動物の搬出後に動物園側の撤去作業が行われる予定であります。

こうしたことから、予定どおり完了となるかを懸念しているところでもございます。

仮に、南海の撤去作業が約束どおり令和3年3月で完了した場合、新たな事業者と契約し、運営が開始されるまでの期間は、公園全体を町が管理運営することとなります。

この期間、町といたしましては都市公園として自由にご利用いただけるよう、可能な範囲で住民の皆さんに、できれば無料で開放し、憩いの場としていただけたらという思いであります。

こうした想定の下、園内の管理にかかる費用が新たに必要となってくると考えております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 今、ご回答で、運営事業者との契約が予定よりも遅くなる可能性が高いとおっしゃいました。

私、ずっとこの問題、一貫して言っていますけれども、本当に危機感を感じております。

無料開放を行ったところで何にもなくなってしまった公園跡地で、一体どのような憩いの場ができるのかなと私は思うんですね。

それであれば、一刻も早くたくさんの方が訪れたいと思えるような新たなみさき公園の具体的な内容をしっかりと示していただき、新たなみさき公園に期待を寄せてもらえるような方法をお考えいただきたいと切に思います。

そして、新たなみさき公園事業を進めるに当たっては、莫大な委託料を支払い、コンサルティング事業者にその業務を委託していることは前回の9月議会でも伺っていますけれども、改めていつから業務委託を始められて、具体的にはどのような業務を委託し、現在までにどのような業務成果があるのかお伺いしたいと思います。

お願いします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの質問にお答えいたします。

本事業は民間活力を最大限活用したPFI事業によって実施することといたしまして、その業務支援を委託した事業者とは6月の補正予算承認後の7月1日に新たなみさき公園の民間事業者導入検討業務の契約を締結いたしました。

本業務の実施に当たりましては、新たな事業者決定までの業務手続及び選定手続に関するフローの作成や本町の現状及びみさき公園の経緯などを十分把握した上でPFI法に基づく適正な業務全体の作業方針を立案するとともに、新たなみさき公園が魅力ある集客拠点となるようみさき公園づくりに向け、専門的知見からのアドバイザリー業務を行っていただいております。

なお、本業務はサウンディング型市場調査の結果の公表までを業務内容としておりまして、引き続き、新たなみさき公園運営事業者選定支援業務の契約を締結し、現在は今般の市場調査結果を踏まえまして事業条件や事業スケジュールの再検討を行い、引き続きPFI法に定める実施方針、要求水準書、募集要項の作成及び優先候補権者の決定に向け専門的見地に立った業務支援をお願いしているところでございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 民間事業者導入検討業務での成果としては、先ほど言われておりましたサウンディング型市場調査の公表結果がそれであるということで、現在、事業者選定支援業務に移行したということは、新たなみさき公園を担う事業者が選定されるまでの業務ということで間違いないかなと思います。

言われた内容というのは、言わば業務支援、そしてアドバイザリー業務にとどまるということかなというふうに認識をしております。

ここではっきりとしておきたいことは、みさき公園を運営し、活性させてくれる事業者が確保できなくてもできなくても、さらに言うと事業者を確保したとしても、結果的に岬町が多額な管理費用を出費することになったとしても、業務範囲の瑕疵以外はコンサルティング業者には一切責任がないということなんですね。

多くの住民は、町の財政を潤してくれて、そして住民が誇りに思う公園を望んでおります。

住民はもちろんのこと、多くの来町者が望むようなすばらしく、そして岬町の財政を潤してくれる公園にする責任というのは一体誰にあるのかということなんですね。

先ほど、運営事業者との契約が遅くなる可能性のことを示唆されたわけですがけれども、くどい

ようですが、莫大な費用をかけて業務を委託しているわけですから、よりよい、そして迅速な事業者選定と、新たなみさき公園のオープンに向けて業務を進めていただきたいと切に思います。

事業者選定にはコンサル委託と同時に、事業者選定委員会というのも設置し、専門的な意見を各分野に問うこととしているということも伺いました。

現在、この事業者選定委員会についてはどのような状況かお尋ねしたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

予定しておりました大学教授、弁護士、会計士の選定委員の皆様にはほぼ内諾をいただくことができた状況でございます。

つきましては、今月に第1回目の委員会を開催し、引き続き来年にも数回程度の開催を予定してございます。

なお、第1回の委員会では、主に委員長の選任などの諸手続を経た後に、南海の公園撤退の経過説明や町が示す新たなみさき公園の事業概要などについてご説明をさせていただき、今後の新たな事業者の選定がスムーズに進行できますよう、専門的な見地からご意見をお伺いする予定としております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど回答がございました。

12月中に第1回選定委員会を開催する予定であって、現在、ホームページなどで公募委員を募集していないということは、選定委員会には住民の参画はないということではよかったかなと思います。

前回の私の一般質問でも述べたとおり、もちろん、専門的分野からの意見はとても重要ですが、それと同じくらい、この町に住む住民の声も重要です。

選定に当たっては、住民の声もきちんと取り入れることのできる体制で行っていただきたと思います。

改めてサウンディング型市場調査の結果から質問したいと思います。

事業者からの意見の中にあつたものとして、事業者が必要でない判断した設備や施設などの撤去やインフラ整備などを町の負担とすることを求められている表記がありました。

これを全て応じるとなれば、本当に町の負担は青天井になって計り知れないものとなるように

思いますし、財政を圧迫する主要なものになりかねません。

行政として、この意見に対してどのようにお考えかお聞かせください。お願いします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

新たなみさき公園の運営においては、当初から申し上げてまいりましたとおり、本町の厳しい財政状況の中で本公園を魅力的な公園とするため民間活力を最大限に活用した事業手法によって実施することとしておりまして、できる限り町の財政負担の軽減を図りたいと考えております。

こうした基本的な方針の下、PFI事業として、また独立採算制による新たな公園整備、維持管理及び運営を基本方針としておりました。

しかし、サウンディング型市場調査の参加事業者からは、議員おっしゃいますとおり、公園面積に占める森林の緑地エリアの割合が大きく、そのエリアは収益が得られないのに多くの維持管理費用が必要、また公園施設の新設にかかる初期投資額が多額であり、事業開始の数年間には赤字収支が見込まれるなど想定されることから、公園利用料金などの収入でその全てを賄うことは困難であり、町からある一定の財政負担を考えてほしいとの声が多くありました。

町としてはこうしたご意見を真摯に受け止め、本事業に参入してもらい円滑な運用をしていただけるよう厳しい財政状況の中、ある程度の支援が可能かどうかなど、適切な見直しの検討をしている最中となります。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、森林エリアは収益が見込めないとおっしゃいました、そういうふうな意見が出てきたということですが、逆に、活用を考えていないのかなというふうになろうかなと思います。

みさき公園の自然豊かな土地や森林を最大限に利用してこそ、新たなみさき公園が生まれるのではないのでしょうか。それこそが、みさき公園の愛されていた要素を継承することと私は考えます。

インフラ整備や初期投資額というのはどのような施設や事業であっても、当然のこと、何十年にもわたって人々が集まる公園事業を行おうとしているのですから、投資費用を単年で回収しようとはせずに、先を見越して、よりよい公園事業を展開するべきではないのでしょうか。

全国に存在する民間事業者が運営する遊園地や商業施設というのも、建設に伴う設備、整備、全て自社で担っているはずで、そこを、改めて行政としてしっかりとお考えいただきたいと思っております。

そして、サウンディング型市場調査を行う際に公表された、（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業の概要に記載されている四つの方向性がありますね。

一部抜粋させていただくと、一つはアウトドア、レジャーを思いっきり楽しめる公園、グランピングやキャンプ場、アスレチックなどのアウトドア関連の充実ということですね。

もう一つ、人が集まり交流する賑わいの公園ということで、レストランやカフェなどの飲食施設の充実や花火、音楽イベントなどのイベント開催の充実、定期的に行なわれるマルシェや大小様々なイベントの開催ということです。

もう一つ、緑豊かな自然に囲まれた憩いと癒しの公園ということで、豊かな植生や大阪湾を取り込む環境、景観など、みさき公園ならではの自然環境ができることというふうにあります。

最後、親と子が一緒に学び遊べる公園となっています。これは、あらゆる世代が楽しめる公園、子どもが楽しめる公園。ITやAIを活用した新しい公園の在り方を模索とあります。

この方向性を聞いて、ほとんどの方が泉南市にオープンした泉南ロングパークを想像するのではないかなと思うんですね。さらに、最近では、りんくうプレミアムアウトレットにもグランピングの施設がオープンしましたね。

同じような施設をまたつくっても、泉州地域で利用者が分散するだけで、後発となれば、なかなか浸透しない可能性が大きいですね。

岬町の特徴をもっと打ち出した事業案を考えていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。お聞かせください。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

事業概要に示す四つの方向性は、6月に実施いたしました住民アンケート調査を踏まえて、新たなみさき公園に求めるイメージや機能に関するご意見から上位を占めるご意見でありまして、住民の皆様の声を反映したものとなっており、新たなみさき公園整備運営等事業の基本コンセプトとなるものでございます。

また、泉南ロングパークと類似するということではありますが、住民アンケートの調査結果や本町におけるみさき公園の立地など、みさき公園が持つポテンシャルを最大限生かした魅力ある公園となるよう事業の概要をお示しし、今後、募集要項に基づき、事業者からの提案を受け、新たなみさき公園整備構想の応募内容について、選定委員の皆様にご審査をいただきまして、最もすばらしい新たなみさき公園の事業者を選定していくこととしております。

町が目指す公園は、何よりも地域の住民の皆様にご愛され親しまれる公園とすることが第一条件

と考えております。

そして、新たに生まれるみさき公園は、過去63年間の長きにわたって存在した思い出の詰まったこれまでの公園と同様に、小さな頃から何度も訪れ、10年後、20年後に人々の思い出に残るような、愛される公園となることを目指して取り組んでいるところでございます。

なお、たくさんの人を集客できることは必要なことと考えますが、その視点だけではなく、これからの人口減少社会や新型コロナウイルスの影響による新しい生活の様式などにも対応し得る公園とすることも大切な要素であると考えてございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私は、当初から住民の声、民意をしっかりと聞いて公園づくりを行ってほしいと一貫して発言し続けてきました。

先ほども、吉田理事からもお答えいただいたように、住民アンケートを取っていただいて、聞いていただいて、まとめた結果がこれだということは理解をしております。

ただ、やっぱり一番大切なのは、公園に持続可能性があるのかどうかということなんですね。

住民さんの意見というのは大切です。もちろん聞くべきですし、その上に立って、どのような公園にしていくかというのは、やはり収支もそうですし、もちろん魅力的なものに昇華していく、それには何かというと、流入人口というところもそうですし、要は活性化できるかどうか。

それに伴って持続可能性があるかどうかというのが一番大事なところだと思います。

そのまま受け取って、そういうのをつくりましたといったところで、2年たって運営が困難になりましたでは話にならないんですよ。そこが、やはり行政の調整部分、仕事だと私は思っております。

今も、私の思いというのは一切変わっていませんし、だからこそ、新たなみさき公園事業に住民の声をもっと取り入れるべきだと思って言ってきました。

アンケートのご意見を尊重しているとのことですが、ほかと差別化できる主要なコンテンツ、要は柱となる内容がしっかりある中の一つとしてならいいんですが、例えばグランピングだったりとかキャンプだったりとかというのは、一つだったらいいんですけども、泉南ロングパークやりんくうプレミアムアウトレットのグランピングエリアが既にある今、本当に同じような、似たような施設を、しかも20分圏内にもう既に幾つもある内容のものを岬町につくることを住民は求めているのかということなんです。

住民に愛され親しまれる公園というのは、誰しもが願っている形ですが、その形容では具体差が全く分からないという声が多い。

また、人口減少社会や新しい生活様式に合わせるとおっしゃいました。それももちろん重要です。

が、そのために町が負担をさらに負わなければいけないというのは本末転倒であり、間違いです。

当初にお話しされていたとおり、町の財政に負担なく、それよりも町が潤い、にぎやかに活性していくような公園モデルが求められているのではないのでしょうか。

一つ前に質問したインフラ整備を町の負担としてほしいとの事業者の声も併せて考えてみてください。

昨年、南海電気鉄道株式会社が事業撤退する前に、愛され親しまれていた公園を受け継ぎたいと手を挙げてくれていた事業者がいたにもかかわらず、残念ながら議会には報告ないまま、その事業者との交渉が決裂したことのみに後に知れ渡るという事態がありました。

もし、その事業者に運営をしていってもらえたならば、今、このような状況にはなっていなかったんですね。しかし、今となっては戻ることはできません。

みさき公園について毎回、私、質問していますが、そのたびに行政の皆さんの言ってることが変わってきてるんですね。

私が一貫して言っていることですが、まず初めに、町としてのビジョン、これ目標値なんですよ、をしっかりと定めなければ、できるものが中途半端なものとなり、いいものなんか絶対できるはずないんですね。

これならば、手を上げてくれていた事業者に任せればよかったやんと思ってももう遅いです。

そして、そのように住民にも思わせることがないような公園づくりをしていかなければならない大きな責任は一体誰かということです。そのことをしっかりと認識しながら先を見据えて、よりよい公園となるよう事業を進めていっていただきたいことを強く要望してこの質問を終わりたいと思います。

続きまして、岬町行政事務におけるペーパーレス化推進と体系組織にとらわれないチーム創設についてに移りたいと思います。

この12月議会が始まる前の議会運営委員会で、私は岬町議会におけるペーパーレス化についての提案をしました。

日常生活の中でパソコンやスマホが当たり前のように使われているからこそ、議会の運営をデジタル化すれば、紙の使用量やコピー代の大幅な削減になるほか、スムーズな議会進行やデータの共有が可能になるなど、様々なメリットがあります。

現在、国としてもデジタル庁が設置され、市町村行政でもオンライン申請を既に取り入れ始めている事例が出てきております。

少し申し上げたいと思います。これ調べただけでも、宮城県仙台市は今年度からオンラインを活用し、来年度早々にデジタル化推進計画を策定して、一気に行政事務のデジタル化を進めていくという方針です。

一方、石川県加賀市、有名ですね。マイナンバーカードの情報を利用した個人認証できるアプリでのオンライン申請の導入を全国で初めて行い、まだ可能な申請は少ないけれども、今後、どんどん増やしていくということだそうです。

また、身近な自治体を紹介しておきたいと思います。

ここ大阪府内でも、大阪市が大阪市行政オンラインシステムとして令和2年8月から住民票の写しの請求がオンラインで申請可能となっております。

そのほかにも、要支援、要介護認定申請、児童手当の認定申請、子ども医療費助成の資格認定申請、納税証明書の交付の請求など、多くの申請が令和2年度中にオンライン申請が可能とする予定としているそうです。

行政事務のオンライン化は事務を担っている職員の書類整理などの事務作業を大幅に減少させ、業務効率化が期待できるだけでなく、住民にとっても大きなメリットが生まれます。

さきに言ったとおり、大阪市で導入予定の各申請オンライン化というのは、特に役場の開いている時間に来ることが困難な、例えば子育て世帯や、また体が不自由で役場に来ることが難しい高齢者などが、窓口に来なくても申請ができる上、記入量の多い申請書がスマホやパソコンで申請できるようになれば、より住民に寄り添った行政サービスになると言えます。

そして、今問題になっておりますコロナ対策にとっても沿った形になるはずです。

もちろん、紙の削減にも大きくつながることでしょう。

そこで、岬町行政で使用されている紙の量とコピー代についてと、行政事務のデジタル化、申請のオンライン化を取り入れる予定はあるのかどうか、併せてお伺いしたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

令和元年度の本庁舎で使用しているコピー用紙とコピーですが、用紙枚数では263万6,500枚、費用として224万8,079円。コピー枚数につきましては60万4,654枚、費用といたしましては106万3,448円となっております。

行政事務のデジタル化というご質問のほうでございますけども、議員ご紹介のとおり、国のほうではデジタル庁を設置して、行政システムのデジタル化を強力に進めていくという考え方が示されております。

午前中の竹原議員の答弁でもお答えはさせていただいておりますが、本町におきましても国の動きに連動して行政文書やシステムのデジタル化、電子申請導入の検討を積極的に進めていく必要があると認識しております。

ただ、国のほうではデジタル庁が中心となりまして、システムの統一、標準化とか支援、こういうのも検討されているという報道もございますので、これらを見据えながら本町においてもデジタル化のほうの動きを進めてまいりたいと考えております。

また、コロナ禍の新しい生活様式の中で、テレワークやリモートワークといった新しい働き方も一般的となってまいっております。

本町では12月の議会にテレワークやリモート会議に対応できる環境整備の補正予算を計上させていただくとともに、自治体のテレワークの環境整備に向けて実施される自治体テレワーク実証実験に参加を申込み、採択を受けるなど新しい働き方への取組も進めているところでございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほどお答えいただきましたコピー用紙やコピー代が本庁舎だけでも330万円を超えているわけですね。

さらに、申請業務がある、例えば青少年センターもありますし、公民館、そして子どもたちのために使用する資料をつくる保育所や幼稚園、また子育て支援センターなどを含めると、これもっと大幅に増えることでしょうか。

試算しないと分からない部分にはなりますけれども、大幅に経費節減できる要素ではないのでしょうか。

そして、新しい生活様式を行政にも取り入れるために、リモートワークやリモート会議ができる環境を整えるということは大切なことですが、窓口で申請受付業務の多い部署では、なかなかリモートワークを導入することは難しくなりますね。

もともと住民との接触が少ない部署であれば、容易に導入、取り入れることができるかもしれませんが、そうなれば、業務によってさらに職員間での勤務体制にばらつきが生まれかねませんね。

リモートワークを全職員が無理なく取り入れられるようにするためには、まずは住民が役場に

来なくても申請ができる、私が先ほど言いましたオンライン申請の導入が必要じゃないかなと考えます。

それこそが、住民が手続しやすく、そして職員の事務処理が行いやすくなる方法ではないのかなと思うんです。

事務処理が行いやすくなれば、業務効率が上がり、行政の働き方改革にもつながります。そうなれば、新たな業務に取り組む時間も生まれてくるわけです。

今、岬町行政では担当課のみがその問題や課題に取り組み、ほかの課が関連していることがあったとしても、その関連部署がなかなかその課題を共有することができない状況にあるように私は見受けております。

それはほかでもない、担当業務での事務処理が多過ぎるからなんじゃないかなと認識しております。

しかし、オンライン申請や行政事務のデジタル化を取り入れ、業務効率化をなすことができれば、その問題が解決するのではないのでしょうか。

それこそ、デジタル化により機械化できるところはどんどん進めて、人間にしか担えない、また担うべきクリエイティブな、創造していかないといけない仕事の部分というのを増やしていくことが、今よく言われている、多過ぎる担当業務を解消して、さらに、よりクリエイティブなまちづくり業務に当たれる環境をつくれると私は考えます。

そして、業務効率化で生まれた時間を、今ある組織とは別で、関連する部署の職員がチームとなって取り組むことができる体制をつくることができれば、より課題に対して専門性を持った様々な意見を取り入れながら、さらによい解決策が見出されたり、施策の推進につながると思います。

岬町行政が抱える諸問題を部署間での壁のない業務体制により解決していけるような組織づくりをしていくべきだと私は考えますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、本町の組織の現状につきましてご説明させていただきます。

本町の行政事務につきましては、岬町事務分掌条例において町長の権限に属する事務を分掌させるため、総務部、財政改革部、しあわせ創造部、都市整備部が設けられるとともに、町長直轄の組織として、まちづくり戦略室が設置されております。

また、岬町事務分掌条例の施行について必要な事項を定めることを目的とし、岬町事務分掌条

例施行規則が規定され、各係の所管する事務が定められております。

なお、岬町事務分掌条例及び施行規則では、町長は特定の重要課題で緊急に処理する必要のあるものを処理させるため、プロジェクトチームを置くことができるとされております。

これにより、現在、新たなみさき公園の再生に向け、みさき公園再生プロジェクトチームが設置され、みさき公園の再生に向けた検討を行うこととしております。

それから、二つ目が、様々なデジタル化等により、柔軟な対応ができるような組織づくり、チームづくりというあたりなんですけども、本町での政策の決定につきましては、町長を初め、政策会議メンバーによる政策会議において意思決定され、政策会議により決定された事案につきまして部長会議を経て各課に伝達されます。

行政文書やシステムのデジタル化等の取組の一環として、今回、自治体テレワーク推進実証実験に参加するなどにつきましても、この政策会議により意思決定されました。

また、町の重要施策の推進に関しましては、岬町事務分掌条例及び施行規則により、まちづくり戦略室に設置されております政策推進担当において業務を行っております。

今般の新型コロナウイルス感染症に伴い発生した新規事業である特別定額給付金事業、それから岬町暮らし応援商品券交付事業などにつきましても、政策推進担当が関わり事業を進めるなど、現状の組織内におきまして柔軟な対応により業務を行っているところでございます。

人事担当におきましても、以前より事務の効率化による働き方改革の推進は取り組むべき課題であると認識しております。

今後につきましても、新たな行政課題や緊急的な重要課題に柔軟に対応できるよう、政策会議の場を通じて意思決定を図ってまいりたいと考えております。

それから、厳しい財政状況の中、岬町役場でもデジタル化は一朝一夕で進むとは思えません。

ただ、今回、テレワーク実証実験に関しては、パソコンとかの機器の設置に関して、ある程度の補正予算がかかってくるんですが、実際、本当にテレワークをしようと思ったら何千万円とかお金がかかると聞いております。

今回は、そうした大きな費用がかからないということで、テレワーク実証実験をまずをやってみようということで、今回、総務課さんのほうで手を挙げていただいてということでやっております。

そのテレワークにしても、いろんな技術的な困難であるとか、個人情報の問題であるとか、適正な人事管理、管理監督問題など、いろんな不安要素はたくさんあるんですけども、まずはやってみようということで、今回、手を挙げて実証実験をやっていくような形にはなっております。

今回は、岬町で初めてのテレワーク、まずはやってみようということで、一応、今回、新たな事業として本町でやっという事で手を挙げさせていただきました。

今回もデジタル化に関しては、費用的な問題とかいろいろ問題があるんですけども、この大きなデジタル化の波にいかん町として適応していくのか、いかん岬町の職員の能力をいかんなく発揮していけるようにするのか、そういう問題はこれからの人事担当、それから町全体の課題と考えております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、デジタル化についての考え方、そして進め方に対する課題等々をお聞かせいただきました。

事務分掌で決まっていること、また政策会議などで上層部が岬町の諸課題に関する方針を決めていることというのが分かりました。

私が提案しているのが、方針を決めることではなくて、その方針に沿って業務を遂行したり、実際に施策を取り決めていく担当部局職員のチームについてなんです。

確かに、みさき公園については重要施策の一つですから、プロジェクトチームをつくっているということも認識をしております。

ですが、岬町にはそのほかにも様々な施策、あるいは課題というのがあります。

特に、全庁的に住民との協働分野だったりとかソフトの仕組みづくりというのが、なかなか、これ追いついていなくて、圧倒的に私は少ないと感じております。

政策推進担当があると言っても、関連する部署との連携なくして政策を進めていけるのでしょうか。

その連携をよりスムーズに行えるようにプロジェクトチームとまではいなくても、個々の政策や課題によって部署の垣根を越えたチームをつくることできれば、よりスムーズに、そしてよりよい方向に向かっていけるのではないかと考えております。

確かに、条例で定められている事務分掌を重視するというのも大切ですが、柔軟な対応ができる組織づくりこそ今必要なのではないのでしょうか。

より職員が働きやすく、より様々な岬町の課題に意識を高く持てる環境づくりをいま一度お考えいただきたいということを申し上げて、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。

○奥野 学議長 松尾 匡君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、明日12月2日午前10時から会議を開きますのでご参集ください。
ご苦労さまでございました。

(午後 4時03分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和2年12月1日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 谷 崎 整 史

議 員 道 工 晴 久